

国 有 財 産 の 概 要

第 1 国有財産の制度

1. 国有財産とは

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地・建物等の不動産、船舶・自動車・航空機等の動産、貸付金等の債権、著作権・特許権等の知的財産権、地上権・鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、ここにいう国有財産とは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）、すなわち第1表に示すものをいう。

第 1 表 国有財産の範囲

(1) 国有財産法第2条に規定する国有財産

国 有 財 産	物	不 動 産	(1) 土地 (2) 土地の定着物（建物、立木竹等）
		動 産	(1) 船舶、浮標、浮桟橋、浮ドック、航空機 (2) 不動産及び(1)に掲げる動産の従物（昇降機、冷暖房装置等）
	財 産 権	用益物権	(1) 地上権 (2) 地役権 (3) 鉱業権 (4) 以上のものに準ずる権利（採石権等）
		知 的 財 産 権	(1) 特許権 (2) 著作権 (3) 商標権 (4) 実用新案権 (5) 以上のものに準ずる権利（意匠権等）
	産 権	有価証券等（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。）	(1) 株式 (2) 新株予約権 (3) 社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。） (4) 地方債 (5) 信託の受益権 (6) 以上のものに準ずるもの (7) 出資による権利

※ (5)信託の受益権には、国有財産法第28条の2の規定により行つた不動産の信託の受益権が含まれる。

(2) 国有財産法附則第4条に規定する国有財産

旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具

2. 国有財産の分類及び種類

国有財産は、行政財産と普通財産とに分類され、行政財産は、さらに4つの種類に分けられている（国有財産法第3条）。

(1) 行政財産

イ. 公用財産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）

ロ. 公共用財産

国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）

ハ. 皇室用財産

国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

ニ. 森林経営用財産

国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産

(2) 普通財産

普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に直接供されることのないものであり、その内容は様々な性格の財産から構成されている。

これらの財産は、行政財産に近い性格を有する財産とそれ以外の財産に大別できる。前者の例としては、イ. 国が政策目的を達成するために特別の法律の規定に基づいて行つた現金出資又は現物出資により取得した出資による権利、ロ. アメリカ合衆国の軍隊に条約に基づき提供するキャンプ地、飛行場、港湾施設等があり、通常の普通財産のように自由に処分することはできないものである。後者の財産は、その時々、の社会的要請に即応して効率的、かつ、適正に管理又は処分を行うべき性質の財産である。

また、取得の経緯からみると、相続税法等の規定により租税物納として金銭に代えて国庫に納付され普通財産となったもの、又は行政財産が不要となつて本来の行政目的に供されなくなった場合、すなわち用途廃止されて普通財産となったもの等がある。

3. 国有財産の管理及び処分

(1) 管理処分の仕組み

国有財産の管理とは、これを取得し、維持保存し、又は貸付け等の運用をすることであり、処分とは、売払い、交換、譲与、信託等をするをいう。これら管理処分の仕組みは、行政財産と普通財産とは異なっている。

行政財産は各省各庁の長が管理するが（国有財産法第5条）、国有財産法に定める場合（例えば、地方公共団体等がその経営する鉄道等の施設の用に供する場合において、これらの者のために地上権を設定する場合、庁舎等の一部に余裕がある場合で、当該余裕部分を国以外の者に貸し付ける場合等）のほか、これを売払い、貸付け、又はこれに私権を設定することはできないことになっている（国有財産法第18条）。

これに対し、普通財産は原則として財務大臣が管理処分し（国有財産法第6条）、これを売払い、貸付け、又はこれに私権を設定することも可能である（国有財産法第20条）。

行政財産が不要となった場合は、各省各庁の長は、その用途を廃止して普通財産とし、これを財務大臣に引き継がなければならない（国有財産法第8条）。もっとも、交換や取こわしの目的で用途廃止するもの等引継不適当の財産や国債整理基金特別会計等10の特別会計に属する財産は、用途廃止後もそのまま所管の各省各庁の長が、管理処分を行うこととなっている。

財務大臣は、普通財産を管理処分するとともに、国有財産の管理処分の総括を行っている（国有財産法第7条）。国有財産の総括とは、国有財産の適正な方法による管理処分を行うため、国有財産の制度を整え、その管理処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理処分について、必要な調整をすることをいう（国有財産法第4条）。

この国有財産の総括に関する事務の具体的な内容としては、イ. 国有財産に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めること（国有財産法第10条）ロ. 所管換の協議を受けること（国有財産法第12条）ハ. 取得、処分等の協議を受けること（国有財産法第14条）等がある。

なお、財務大臣の行う総括事務や各省各庁の長の行う管理処分の事務は、その一部を下部機関である部局等の長に委任できることとなっている（国有財産法第9条第1項及び第2項）。また、管理処分の事務の一部は、都道府県又は市町村が行うことができることとなっている（国有財産法第9条第3項及び第4項）。

(2) 国有財産台帳

イ. 国有財産の管理処分を適正、かつ、効率的に行うためには、国有財産の現況を正確に把握することが必要である。そのため各省各庁又はその下部機関の部局等は、国

有財産台帳を備えて、その所管する財産の現況を記録することとされている（国有財産法第32条）。

この国有財産台帳は、財産の区分（土地、立木竹、建物、工作物等の区分をいう。）、種目（土地における敷地、宅地、原野等の区別、建物における事務所建、住宅建等の区別をいう。）、所在、数量、価格、得喪変更の年月日及び事由、その他必要な事項を記録することになっている。したがって、国有財産の取得、所管換、処分その他の事由によって、これに変動が生じた場合には、その増減を台帳に記録して整理を行っている。

国有財産は、原則として国有財産台帳に記録されるが、例外として記録されないものがある（国有財産法第38条）。これは、（イ）公共用財産のうち公園、広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したもの以外のもの（すなわち、道路、河川、海浜地等）と、（ロ）一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたものである。

なお、これらの財産については、所管大臣がそれぞれの管理法規により、管理を行うための公共物の管理台帳を作成することとなっている。

また、このほか、実際上国有財産台帳に記録されていない国有財産（いわゆる脱落地）があるが、これらについては、実態を把握する都度、台帳に記録することとしている。

ロ. 国有財産台帳に新たに登録される価格は、原則として取得価格である。この台帳価格については、財務大臣が指定するものを除き、その後の価格変動等に伴う修正を行うため、国有財産法施行令第23条の規定に基づき、毎年度、評価替（以下「価格改定」という。）を行うこととしている。

（注）価格改定の評価方法

- ・土地…原則として、相続税評価額
- ・建物、工作物等…改定前台帳価格から減価償却額を控除した額
- ・政府出資等…市場価格のあるものは市場価格、市場価格のないものは純資産額

ハ. 平成22年1月からの国有財産総合情報管理システムの実施に伴い国有財産台帳は電子化されている。

(3) 国有財産増減及び現在額報告書等、総計算書等

各省各庁の長は、その所管する国有財産について、年度間の増減及び当該年度末の現在額を、国有財産増減及び現在額報告書として作成することとなっている。また、その所管する国有財産のうち、国有財産法の規定により無償貸付をした財産について国有財産無償貸付状況報告書を作成することとなっている。

各省各庁の長はこれらの報告書を財務大臣に送付し、財務大臣はこれらに基づき国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書を作成することとされている（国有財産法第33条及び第36条）。

財務大臣は、この両総計算書を内閣に送付し、内閣はこれらを会計検査院に送付して検査を受けたうえ、翌年度開会の国会の常会に報告することとなっている（国有財産法第34条及び第37条）。

なお、平成15年度決算からは、国会からの「決算の早期化」の要請を受けて、両総計算書を国有財産法の規定よりも2ヶ月程度早く国会に報告することとされたところである。

- (注) 1. 本特集号の国有財産に関する現在額等の統計数字は、令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書に基づき作成したものである。
2. 統計の配列は、総括関係統計、行政財産関係統計、普通財産関係統計の順とし、巻末に参考資料を掲載した。

第2 国有財産の現在額

1. 国有財産の総額

国有財産の令和2年度末における現在額は、117兆2,598億円であり、そのうち行政財産は25兆9,734億円（22.2%）、普通財産は91兆2,863億円（77.8%）である。

(注) 国有財産の総額には、公共用財産のうち、道路、河川、海浜地等は含まれていない。

2. 区分別現在額（統計1, 2, 8, 20, 24参照）

令和2年度末現在の国有財産を区分別にみると第2表のとおりであり、政府出資等が総額の72.6%を、土地が17.0%を占め、次いで建物、立木竹、工作物の順となっている。

(1) 土地

土地の現在額は87,680km²、19兆9,022億円であり、この面積は、国土面積377,975km²の約23.2%に相当する。

土地のうち、行政財産は86,664km²、14兆8,807億円であり、普通財産は1,016km²、5兆215億円である。

行政財産のうち、面積の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産85,308km²（1兆566億円）である（第3表参照）。価格の主なものは、公用財産の12兆4,641億円（1,200km²）であって、その主なものは、防衛省所管の4兆2,449億円（1,011km²）、国土交通省所管の1兆6,497億円（89km²）及び財務省所管の1兆5,131億円（8km²）である。

また、普通財産の土地の現況は第4表のとおりであって、アメリカ合衆国の軍隊への提供を行っているもの68km²、2兆766億円、公園等として地方公共団体等へ貸し付けしているもの89km²、2兆633億円が大半を占めている。

(2) 立木竹

立木竹の現在額は3兆2,641億円であって、行政財産は3兆2,505億円であり、普通財産は135億円である。

行政財産の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財

第2表 令和2年度末国有財産区分別現在額

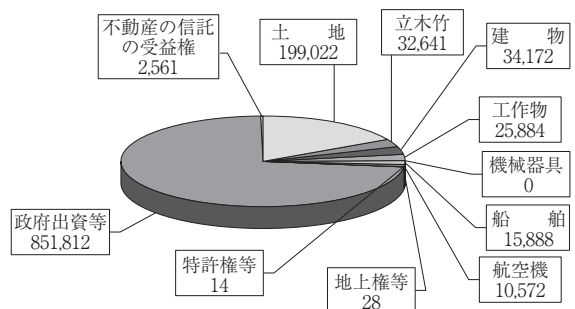
（令和3年3月31日現在）（単位 億円）

区 分	数量単位	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	87,680,952	199,022
立 木 竹			32,641
建 物	延べ千平方メートル	58,602	34,172
工 作 物			25,884
機 械 器 具			0
船 舶	隻	2,336	15,888
航 空 機	機	1,566	10,572
地 上 権 等	千平方メートル	3,070	28
特 許 権 等	千件	1,879	14
政 府 出 資 等			851,812
不動産の信託の受益権	件	2	2,561
合 計			1,172,598

- (注) 1. 公園・広場以外の、道路・河川・海浜地等の公共用財産は含まれていない。
2. 計数は、単位未満を切り捨てているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第2表 参 考

（単位 億円）



第3表 行政財産（土地）の現況

（令和3年3月31日現在）（単位 千m²、億円、%）

種 類	数 量	割合	価 格	割合
公 用 財 産	1,200,628	1.4	124,641	83.8
うち 防 衛 省 所 管	1,011,500	1.2	42,449	28.5
うち 国 土 交 通 省 所 管	89,935	0.1	16,497	11.1
公 共 用 財 産	136,531	0.2	6,659	4.5
皇 室 用 財 産	19,055	0.0	6,940	4.7
森 林 経 営 用 財 産	85,308,169	98.4	10,566	7.1
合 計	86,664,385	100.0	148,807	100.0

- (注) 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第4表 普通財産（土地）の現況
(令和3年3月31日現在) (単位 千㎡, 億円, %)

区 分	数 量	割合	価 格	割合
一般会計所属財産	1,014,496	99.8	49,450	98.5
在日米軍への提供地	68,579	6.7	20,766	41.4
地方公共団体等への貸付地	89,901	8.8	20,633	41.1
時 価 貸 付	15,421	1.5	4,929	9.8
無 償 貸 付	71,249	7.0	14,220	28.3
減 額 貸 付	3,229	0.3	1,484	3.0
未 利 用 国 有 地	7,449	0.7	3,834	7.6
その他（山林原野等）	848,566	83.5	4,215	8.4
特別会計所属財産	2,070	0.2	765	1.5
合 計	1,016,567	100.0	50,215	100.0

(注) 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

産3兆1,759億円である。

また、普通財産の主なものは、環境省所管の73億円である。

(3) 建物

建物の現在額は延べ面積（以下「延べ」という。）58㎢、3兆4,172億円であって、行政財産は延べ48㎢、2兆9,217億円であり、普通財産は延べ9㎢、4,955億円である。

行政財産の主なものは、公用財産延べ47㎢、2兆8,569億円であって、その主なものは、防衛省所管の延べ17㎢、9,290億円、財務省所管の延べ9㎢、4,777億円及び法務省所管の延べ6㎢、4,099億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の延べ6㎢、3,432億円及び防衛省所管の延べ3㎢、1,224億円である。

(4) 工作物

工作物の現在額は2兆5,884億円であって、行政財産は2兆2,707億円であり、普通財産は3,177億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2兆1,413億円であって、その主なものは、国土交通省所管の8,249億円、防衛省所管の4,550億円及び経済産業省所管の3,584億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の2,198億円及び防衛省所管の904億円である。

(5) 機械器具

機械器具の現在額は24円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。機械器具は、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であり、国有財産法附則第4条の規定によって国有財産とされている。

(6) 船舶

船舶の現在額は2,336隻、1兆5,888億円であって、行政

財産は2,309隻、1兆5,883億円であり、普通財産は27隻、4億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2,231隻、1兆5,883億円であって、その主なものは、防衛省所管の474隻、1兆2,921億円及び国土交通省所管の1,517隻、2,763億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の12隻、4億円である。

(7) 航空機

航空機の現在額は1,566機、1兆572億円であって、行政財産は1,563機、1兆571億円であり、普通財産は3機、1億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、防衛省所管の1,376機、9,913億円及び国土交通省所管の104機、579億円である。

(8) 地上権等（統計9、10参照）

地上権等（地上権、地役権、鉱業権等）の現在額は3㎢、28億円であって、行政財産は3㎢、28億円であり、普通財産は1千㎡、5百万円である。

行政財産の主なものは、公用財産3㎢、28億円であって、その主なものは、環境省所管の地上権2㎢、20億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の地役権0.1千㎡、4百万円である。

(9) 特許権等（統計9、10参照）

特許権等（特許権、著作権、商標権、実用新案権等）の現在額は1,879千件、14億円であって、行政財産は1,879千

第5表 政府出資現在額

(令和3年3月31日現在) (単位 億円)

政府出資法人	法人数	国有財産台帳価格		
		一般会計	特別会計	合計
金 融 機 関	2	1,191	121	1,312
事 業 団 等	9	12,599	43,379	55,978
独 立 行 政 法 人	83	314,019	35,892	349,911
国 立 大 学 法 人	85	68,713	—	68,713
大学共同利用機関法人	4	2,630	—	2,630
特 殊 会 社	29	106,457	162,225	268,682
国 際 機 関	11	53,295	46,821	100,116
清 算 法 人 等	4	90	—	90
合 計	227	558,996	288,439	847,436

(注) 1. 市場価格のある株式及び出資証券は市場価格により、また、市場価格のないものは各法人及び各勘定の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により、それぞれ年度末時点で評価したものとしている（国有財産台帳価格）。
2. 金融機関…沖縄振興開発金融公庫及び日本銀行。
3. 事業団等…日本私立学校振興・共済事業団外8事業団等。
4. 独立行政法人…国立公文書館外82法人。
5. 国立大学法人…北海道大学外84国立大学法人。
6. 大学共同利用機関法人…人間文化研究機構外3大学共同利用機関法人。
7. 特殊会社…日本電信電話株式会社外28会社。
8. 国際機関…国際通貨基金外10機関。
9. 清算法人等…日本製鐵株式会社外1清算法人及び南方開発金庫外1閉鎖機関。
10. 計数は、単位未満を切り捨てているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

件、13億円であり、普通財産は0.1千件、0.4億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、国土交通省所管の著作権1,875千件、12億円である。

また、普通財産の主なものは、農林水産省所管の著作権1件、0.4億円である。

(10) 政府出資等

政府出資等の現在額は国有財産総額の72.6%に及ぶ85兆1,812億円であって、その99.5%に当たる84兆7,436億円は、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて独立行政法人等に対して出資等を行ったことにより取得した出資による権利、株式等の普通財産である。

政府出資の現在額を会計別、出資法人の種類別にみると第5表のとおりであって、このうち、55兆8,996億円は一般会計からの、28兆8,439億円は特別会計からの出資である。

一般会計からの出資の主なものは、独立行政法人日本高

速道路保有・債務返済機構（10兆1,226億円）、独立行政法人国際協力機構（10兆837億円）、株式会社日本政策金融公庫（7兆5,686億円）及び国際開発協会（3兆1,905億円）への出資である。

特別会計からの出資の主なものは、外国為替資金特別会計から国際通貨基金（4兆6,821億円）、年金特別会計から全国健康保険協会（4兆1,850億円）、財政投融资特別会計から株式会社日本政策投資銀行（3兆6,410億円）、財政投融资特別会計から日本電信電話株式会社（3兆5,816億円）及び財政投融资特別会計から株式会社国際協力銀行（3兆94億円）への出資である。

（法人別内訳及び法人の概要は統計13、14参照）

(11) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の現在額は、財務省所管の普通財産2件、2,561億円である。

第6表 国有財産会計別・分類別・種類別現在額（令和3年3月31日現在）

（単位 億円，％）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち		価 格	割 合
（一般会計）	千平方メートル		延べ千平方メートル						
行政財産	86,589,827	136,306	46,392	27,649	70,833	立 木 竹	32,465	234,789	27.5
公用財産	1,126,070	112,140	45,569	27,001	37,653	船 舶	15,851	176,796	20.7
公共用財産	136,531	6,659	613	569	776	工 作 物	661	8,005	0.9
皇室用財産	19,055	6,940	209	77	102	工 作 物	89	7,119	0.8
森林経営用財産	85,308,169	10,566	—	—	32,301	立 木 竹	31,759	42,868	5.0
普通財産	1,014,496	49,450	9,793	4,919	564,955	政府出資等	559,080	619,324	72.5
計	87,604,323	185,756	56,185	32,568	635,788			854,113	100.0
（特別会計）									
行政財産	74,558	12,500	2,230	1,567	10,877	工 作 物	10,776	24,945	7.8
公用財産	74,558	12,500	2,230	1,567	10,877	工 作 物	10,776	24,945	7.8
公共用財産	—	—	—	—	—		—	—	—
皇室用財産	—	—	—	—	—		—	—	—
森林経営用財産	—	—	—	—	—		—	—	—
普通財産	2,070	765	186	36	292,737	政府出資等	292,731	293,538	92.2
計	76,628	13,265	2,416	1,604	303,614			318,484	100.0
（合 計）									
行政財産	86,664,385	148,807	48,622	29,217	81,710	立 木 竹	32,505	259,734	22.2
公用財産	1,200,628	124,641	47,799	28,569	48,530	工 作 物	21,413	201,741	17.2
公共用財産	136,531	6,659	613	569	776	工 作 物	661	8,005	0.7
皇室用財産	19,055	6,940	209	77	102	工 作 物	89	7,119	0.6
森林経営用財産	85,308,169	10,566	—	—	32,301	立 木 竹	31,759	42,868	3.7
普通財産	1,016,567	50,215	9,799	4,955	857,692	政府出資等	851,812	912,863	77.8
合 計	87,680,952	199,022	58,602	34,172	939,403			1,172,598	100.0

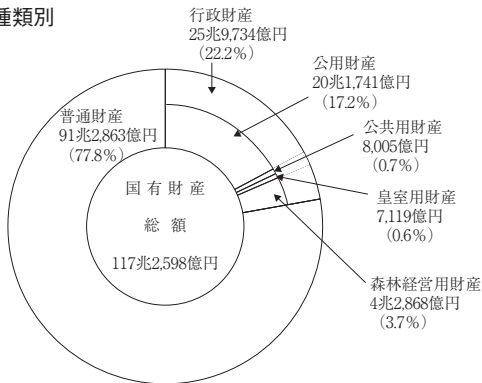
（注）1. 一般会計合計額と特別会計合計額の割合は、一般会計72.8%、特別会計27.2%である。

2. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

3. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

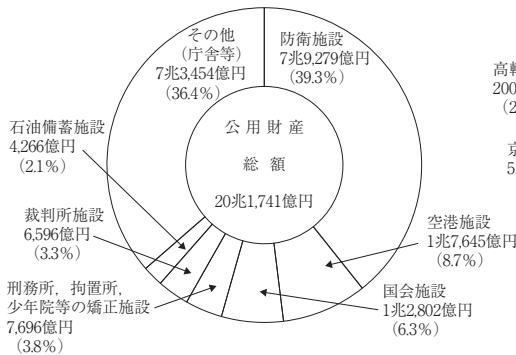
第6表 (参考) 国有財産分類別・種類別現在額 (令和3年3月31日現在)

1. 分類・種類別

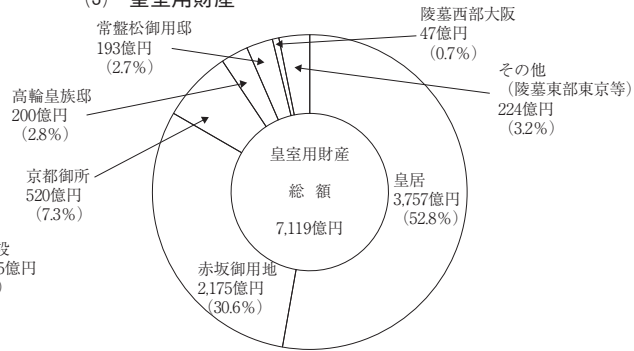


2. 行政財産

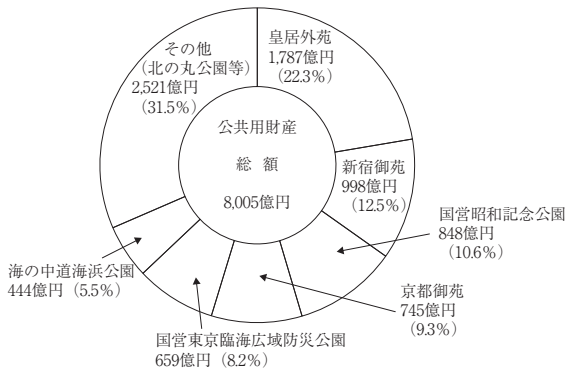
(1) 公用財産



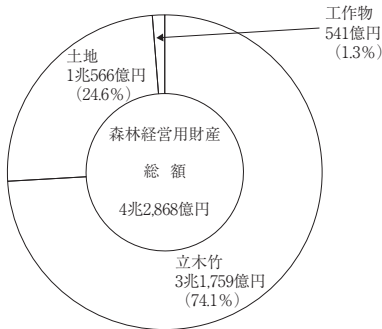
(3) 皇室用財産



(2) 公共用財産

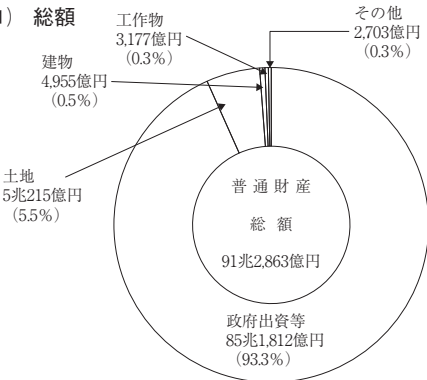


(4) 森林経営用財産

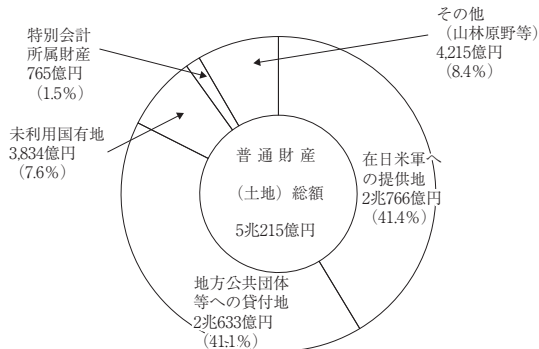


3. 普通財産

(1) 総額



(2) 普通財産 (土地)



3. 会計別・分類別・種類別現在額（統計3, 8参照）

令和2年度末現在の国有財産を会計別、分類別、種類別にみると第6表のとおりである。

また、公用財産、公共用財産、皇室用財産、森林経営用財産及び普通財産について、それぞれの用途別の割合を图示すれば第6表（参考）のとおりである。

なお、行政財産及び普通財産について、区分別に表示すると第7表のとおりである。

4. 所管別現在額（統計5, 18, 20, 24参照）

令和2年度末現在の国有財産を所管別にみると第8表のとおりである。現在額の72.1％に当たる84兆5,695億円が財務省所管に係るものであって、その97.5％は普通財産82兆4,902億円（主として政府出資等76兆7,889億円）である。

次に、防衛省所管に係るものが総額の6.9％、8兆1,437億円であって、その97.4％は行政財産7兆9,279億円（主として土地4兆2,449億円）である。

以下、厚生労働省所管に係るものが総額の5.2％、6兆749億円であって、その91.6％は普通財産5兆5,672億円（主として政府出資等5兆5,571億円）、農林水産省所管に係るものが総額の4.0％、4兆6,968億円であって、その97.2％は行政財産4兆5,665億円（主として立木竹3兆2,061億円）の順となっている。

第3 国有財産の増減額

1. 増減の総額（統計15, 16参照）

国有財産の令和2年度中の総増加額は11兆4,045億円、総減少額は4兆160億円であって、差し引き7兆3,885億円の純増加となっている。

2. 区分別増減額（統計15参照）

令和2年度における国有財産の増減額を区分別にみると第9表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第10表のとおりであって、増加した主なものは、政府出資等5兆4,636億円（5兆6,760億円増加, 2,123億円減少）及び航空機3,729億円（4,006億円増加, 277億円減少）であり、減少したものは、不動産の信託の受益権142億円（142億円減少）である。また、価格改定による増減額は第11表のとおりである。

3. 会計別増減額

令和2年度における国有財産の増減額を会計別にみると第12表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第13表のとおりであって、一般会計は6兆820億円（6兆5,110億円増加, 4,290億円減少）の増加、特別会計は6,133億円（7,663億円増加, 1,529億円減少）

第7表 国有財産分類別・区分別現在額

（令和3年3月31日現在）（単位 億円, %）

分 類 ・ 区 分	価 格	割 合
行 政 財 産	259,734	22.2
土 地	148,807	12.7
立 木 竹	32,505	2.8
建 物	29,217	2.5
工 作 物	22,707	1.9
船 舶 ・ 航 空 機	26,455	2.3
そ の 他	42	0.0
普 通 財 産	912,863	77.8
土 地	50,215	4.3
立 木 竹	135	0.0
建 物	4,955	0.4
工 作 物	3,177	0.3
機 械 器 具	0	0.0
船 舶 ・ 航 空 機	6	0.0
政 府 出 資 等	851,812	72.6
そ の 他	2,562	0.2
合 計	1,172,598	100.0

（注）1. 上記は、国有財産増減及び現在額総計算書に基づき作成したものであり、道路、河川等は含まれていない。
2. 価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

の増加となっている。

特別会計の増加の主なものは、財政投融资特別会計5,405億円、自動車安全特別会計1,572億円及びエネルギー対策特別会計639億円、減少の主なものは、年金特別会計629億円及びエネルギー対策特別会計323億円である。

4. 分類別・種類別増減額

令和2年度における国有財産の増減額を分類別、種類別にみると第14表のとおりである。この増減額から価格改定による増減額を差し引いた増減額は第15表のとおりであって、行政財産の純増加額は1兆1,862億円であり、普通財産の純増加額は5兆5,091億円である。

5. 所管別増減額（統計16参照）

令和2年度における国有財産の増減額を所管別にみると第16表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第17表のとおりであって、増加した主なものは、財務省所管の5兆5,550億円（5兆8,446億円増加, 2,895億円減少）、減少した主なものは、厚生労働省所管の618億円（51億円増加, 669億円減少）である。

6. 事由別増減額（統計15, 16参照）

国有財産の増減を事由別に大別すると、国と国以外の者と

第8表 国有財産分類別・所管別現在額（令和3年3月31日現在）

（単位 億円，％）

分類・所管	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(行政財産)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	361	8,101	624	665	159	工 作 物	155	8,926	3.4
参議院	135	3,563	221	236	76	工 作 物	71	3,876	1.5
最高裁判所	2,173	4,722	1,998	1,522	351	工 作 物	341	6,596	2.5
会計検査院	46	15	12	5	2	工 作 物	1	23	0.0
内閣府	325	334	59	54	40	工 作 物	39	428	0.2
内閣府	23,667	15,093	2,445	1,663	790	工 作 物	678	17,547	6.8
総務省	305	1,369	290	256	71	工 作 物	48	1,697	0.7
法務省	38,302	9,041	6,356	4,099	1,201	工 作 物	1,173	14,342	5.5
外務省	1,091	2,832	616	1,026	741	工 作 物	736	4,599	1.8
財務省	8,934	15,131	9,075	4,777	883	工 作 物	802	20,792	8.0
文部科学省	5,000	3,026	269	357	55	工 作 物	53	3,438	1.3
厚生労働省	9,760	3,326	2,180	1,372	377	工 作 物	368	5,076	2.0
農林水産省	85,312,613	12,574	1,031	313	32,777	立 木 竹	32,061	45,665	17.6
経済産業省	11,595	3,352	377	222	3,629	工 作 物	3,584	7,204	2.8
国土交通省	127,491	19,225	4,946	2,987	12,172	工 作 物	8,688	34,385	13.2
環境省	111,079	4,645	313	367	840	工 作 物	798	5,852	2.3
防衛省	1,011,500	42,449	17,802	9,290	27,539	船 舶	12,921	79,279	30.5
計	86,664,385	148,807	48,622	29,217	81,710			259,734	100.0
(普通財産)									
衆議院	—	—	—	—	—		—	—	—
参議院	—	—	—	—	—		—	—	—
最高裁判所	—	—	—	—	—		—	—	—
会計検査院	—	—	—	—	—		—	—	—
内閣府	—	—	—	—	—		—	—	—
内閣府	—	—	0	0	94	政府出資等	93	94	0.0
総務省	12	0	2	0	0	工 作 物	0	0	0.0
法務省	1	101	0	0	—		—	101	0.0
外務省	19	2	14	13	10	工 作 物	10	26	0.0
財務省	787,106	48,783	6,443	3,432	772,685	政府出資等	767,889	824,902	90.4
文部科学省	138	1	22	22	1,864	政府出資等	1,864	1,888	0.2
厚生労働省	382	81	79	19	55,572	政府出資等	55,571	55,672	6.1
農林水産省	226,323	889	16	3	410	政府出資等	408	1,303	0.1
経済産業省	8	0	3	2	17,029	政府出資等	17,029	17,033	1.9
国土交通省	2,560	351	8	3	8,913	政府出資等	8,908	9,268	1.0
環境省	—	—	307	232	180	立 木 竹	73	413	0.0
防衛省	14	1	3,080	1,224	930	工 作 物	904	2,157	0.2
計	1,016,567	50,215	9,979	4,955	857,692			912,863	100.0
(合 計)									
衆議院	361	8,101	624	665	159	工 作 物	155	8,926	0.8
参議院	135	3,563	221	236	76	工 作 物	71	3,876	0.3
最高裁判所	2,173	4,722	1,998	1,522	351	工 作 物	341	6,596	0.6
会計検査院	46	15	12	5	2	工 作 物	1	23	0.0
内閣府	325	334	59	54	40	工 作 物	39	428	0.0
内閣府	23,667	15,093	2,445	1,663	885	工 作 物	678	17,642	1.5
総務省	317	1,370	292	256	71	工 作 物	48	1,698	0.1
法務省	38,303	9,143	6,357	4,099	1,201	工 作 物	1,173	14,444	1.2
外務省	1,110	2,834	631	1,039	752	工 作 物	747	4,626	0.4
財務省	796,040	63,915	15,518	8,210	773,569	政府出資等	767,889	845,695	72.1
文部科学省	5,139	3,028	292	379	1,919	政府出資等	1,864	5,327	0.5
厚生労働省	10,143	3,407	2,260	1,391	55,949	政府出資等	55,571	60,749	5.2
農林水産省	85,538,937	13,464	1,048	316	33,187	立 木 竹	32,063	46,968	4.0
経済産業省	11,603	3,352	381	225	20,658	政府出資等	17,029	24,237	2.1
国土交通省	130,051	19,576	4,955	2,990	21,086	政府出資等	8,908	43,653	3.7
環境省	111,079	4,645	621	600	1,020	工 作 物	858	6,265	0.5
防衛省	1,011,515	42,451	20,882	10,515	28,470	船 舶	12,925	81,437	6.9
計	87,680,952	199,022	58,602	34,172	939,403			1,172,598	100.0

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第9表 国有財産区分別増減額（令和2年度）

（単位 億円，％）

区 分	数量単位	増			減			差 引	
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	28,218	8,139	7.1	20,278	2,450	6.1	7,940	5,689
立 木 竹	樹 木 千 本	49	7	(0.0)	58	32	(0.1)	△8	△25
	立 木 千立方メートル	16,069	2,680	(2.4)	5,606	2,265	(5.6)	10,463	415
	竹 千 束	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)	△0	△0
	計		2,688	2.4		2,298	5.7		390
建 物	建 面 積 千平方メートル	653	1,956	1.7	347	2,033	5.1	306	△77
	延べ面積 千平方メートル	1,072			667			405	
工 作 物			3,720	3.3		3,318	8.3		401
機 械 器 具			—	—		—	—		—
船 舶	汽 船 隻	70	877	(0.8)	68	758	(1.9)	2	118
	千トン	33			19			14	
	艦 船 隻	16	2,210	(1.9)	11	1,743	(4.3)	5	467
	千トン	31			16			15	
	雑 船 隻	62	6	(0.0)	67	6	(0.0)	△5	△0
	計 隻	148	3,094	2.7	146	2,508	6.2	2	585
航 空 機	機	54	4,006	3.5	89	3,529	8.8	△35	476
地 上 権 等	千平方メートル	402	4	0.0	0	0	0.0	402	4
特 許 権 等	千件	34	1	0.0	1	2	0.0	32	△0
政 府 出 資 等			90,406	79.3		23,877	59.5		66,529
不動産の信託の 受益権	件	—	28	0.0	1	142	0.4	△1	△114
合 計			114,045	100.0		40,160	100.0		73,885

（注）数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第10表 国有財産区分別増減額（令和2年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円，％）

区 分	数量単位	増			減			差 引	
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	28,218	2,351	3.2	20,278	1,899	32.6	7,940	452
立 木 竹	樹 木 千 本	49	7	(0.0)	58	18	(0.3)	△8	△10
	立 木 千立方メートル	16,069	872	(1.2)	5,606	160	(2.8)	10,463	711
	竹 千 束	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)	△0	△0
	計		879	1.2		179	3.1		700
建 物	建 面 積 千平方メートル	653	1,956	2.7	347	462	8.0	306	1,493
	延べ面積 千平方メートル	1,072			667			405	
工 作 物			3,720	5.1		317	5.5		3,402
機 械 器 具			—	—		—	—		—
船 舶	汽 船 隻	70	877	(1.2)	68	376	(6.5)	2	500
	千トン	33			19			14	
	艦 船 隻	16	2,210	(3.0)	11	37	(0.6)	5	2,172
	千トン	31			16			15	
	雑 船 隻	62	6	(0.0)	67	3	(0.1)	△5	3
	計 隻	148	3,094	4.3	146	417	7.2	2	2,676
航 空 機	機	54	4,006	5.5	89	277	4.8	△35	3,729
地 上 権 等	千平方メートル	402	4	0.0	0	0	0.0	402	4
特 許 権 等	千 件	34	0	0.0	1	0	0.0	32	0
政 府 出 資 等			56,760	78.0		2,123	36.5		54,636
不動産の信託の 受益権	件	—	—	—	1	142	2.4	△1	△142
合 計			72,773	100.0		5,819	100.0		66,953

（注）数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第11表 国有財産区分別増減額（令和2年度）
（価格改定によるもの）

（単位 億円，％）

区 分	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格
土 地	5,787	14.0	550	1.6	5,236
立 木	0	(0.0)	14	(0.0)	△14
竹 計	1,808	(4.4)	2,104	(6.1)	△296
建 物	—	(—)	0	(0.0)	△0
工 作 物	1,808	4.4	2,118	6.2	△310
機 械 器 具	—	—	1,570	4.6	△1,570
船 舶	—	—	3,000	8.7	△3,000
汽 船	—	(—)	—	—	—
艦 船	—	(—)	382	(1.1)	△382
雑 船	—	(—)	1,705	(5.0)	△1,705
計	—	(—)	3	(0.0)	△3
航 空 機	—	—	2,091	6.1	△2,091
地 上 権	—	—	3,252	9.5	△3,252
特 許 権	0	0.0	0	0.0	△0
政 府 出 資 等	0	0.0	2	0.0	△1
不動産の信託の受益権	33,646	81.5	21,753	63.3	11,892
合 計	28	0.1	—	—	28
	41,271	100.0	34,340	100.0	6,931

（注）価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第12表 国有財産会計別増減額（令和2年度）

（単位 億円，％）

会 計	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
一 般 会 計	27,846	7,333	938	1,795	78,041	政府出資等 65,654	87,170	76.4
特 別 会 計	372	806	134	161	25,907	政府出資等 24,751	26,875	23.6
合 計	28,218	8,139	1,072	1,956	103,949		114,045	100.0
(減 少 額)								
一 般 会 計	19,890	2,127	526	1,822	25,333	政府出資等 14,679	29,283	72.9
特 別 会 計	388	322	140	210	10,342	政府出資等 9,197	10,876	27.1
合 計	20,278	2,450	667	2,033	35,676		40,160	100.0
(差 引 額)								
一 般 会 計	7,955	5,205	411	△27	52,707	政府出資等 50,975	57,886	
特 別 会 計	△15	483	△6	△49	15,565	政府出資等 15,553	15,998	
合 計	7,940	5,689	405	△77	68,272		73,885	

（注）1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第13表 国有財産会計別増減額（令和2年度）

（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円，％）

会 計	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
一 般 会 計	27,846	2,037	938	1,795	61,277	政府出資等 50,728	65,110	89.5
特 別 会 計	372	314	134	161	7,188	政府出資等 6,031	7,663	10.5
合 計	28,218	2,351	1,072	1,956	68,465		72,773	100.0
(減 少 額)								
一 般 会 計	19,890	1,617	526	323	2,348	政府出資等 1,128	4,290	73.7
特 別 会 計	388	281	140	138	1,109	政府出資等 994	1,529	26.3
合 計	20,278	1,899	667	462	3,457		5,819	100.0
(差 引 額)								
一 般 会 計	7,955	420	411	1,471	58,928	政府出資等 49,599	60,820	
特 別 会 計	△15	32	△6	22	6,078	政府出資等 5,036	6,133	
合 計	7,940	452	405	1,493	65,007		66,953	

（注）1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第14表 国有財産分類別・種類別増減額（令和2年度）

（単位 億円，％）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち		価 格	割 合
（増 加 額）	千平方メートル		延べ千平方メートル						
行 政 財 産	21,361	5,565	878	1,709	13,192	航 空 機	4,001	20,467	17.9
公 用 財 産	2,319	5,250	868	1,648	10,253	航 空 機	4,001	17,152	15.0
公 共 用 財 産	18,930	158	10	59	108	工 作 物	107	327	0.3
皇 室 用 財 産	0	149	0	1	14	工 作 物	14	165	0.1
森 林 経 営 用 財 産	111	6	—	—	2,815	立 木 竹	2,679	2,822	2.5
普 通 財 産	6,857	2,574	193	247	90,756	政府出資等	90,406	93,578	82.1
合 計	28,218	8,139	1,072	1,956	103,949			114,045	100.0
（減 少 額）									
行 政 財 産	14,027	722	344	1,578	11,089	航 空 機	3,525	13,389	33.3
公 用 財 産	687	582	337	1,503	8,578	航 空 機	3,525	10,665	26.6
公 共 用 財 産	10,849	29	7	62	122	工 作 物	119	214	0.5
皇 室 用 財 産	—	0	0	11	12	工 作 物	12	24	0.1
森 林 経 営 用 財 産	2,490	109	—	—	2,375	立 木 竹	2,261	2,484	6.2
普 通 財 産	6,251	1,727	323	455	24,587	政府出資等	23,877	26,770	66.7
合 計	20,278	2,450	667	2,033	35,676			40,160	100.0
（差 引 額）									
行 政 財 産	7,334	4,842	534	130	2,103	工 作 物	646	7,077	
公 用 財 産	1,632	4,667	531	144	1,674	工 作 物	634	6,486	
公 共 用 財 産	8,080	129	3	△3	△13	工 作 物	△11	112	
皇 室 用 財 産	0	149	△0	△10	2	工 作 物	2	141	
森 林 経 営 用 財 産	△2,378	△103	—	—	440	立 木 竹	418	337	
普 通 財 産	605	846	△129	△207	66,168	政府出資等	66,529	66,807	
合 計	7,940	5,689	405	△77	68,272			73,885	

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

の間の異動と、国の内部における異動とに分けることができる。

前者を対外的異動、後者を対内的異動とすれば、購入、売却、出資等は対外的異動であり、所管換（各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことをいう。）、所属替（同一所管内において二以上の部局等がある場合に、一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをいう。）等は対内的異動である。

対外的異動には、増加については、歳出を伴うもの（購入、新築、新設等）と歳出を伴わないもの（租税物納等）があり、減少については、歳入を伴うもの（売却、出資金回収等）と歳入を伴わないもの（譲与、取こわし等）がある。

対内的異動は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

イ. 調整上の増減

所管換、所属替、引継、引受（引継、引受とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継ぎ、財務省がこれを引き受けることをいう。）、整理替（同一部局内において、用途変更を伴わないで所属口座に異動（分割を含む。）があることをいう。）等国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減である。

ロ. 整理上の増減

実測（土地、建物及び工作物に適用）、実査（立木竹に適用）、誤謬訂正、報告洩等による増減である。

ハ. 価格改定上の増減

令和3年3月31日現在で行った価格改定の結果による増減である。

令和2年度における国有財産の増減額を異動の内容別に見ると第18表のとおりである。増加額では、対外的異動が60.9％、対内的異動が39.1％であり、減少額では、対外的異動が7.6％、対内的異動が92.4％となっている。

(1) 増加額について

増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(イ) 歳出を伴うもの

出 資（現金） 5兆4,532億円

現金出資による政府出資等の増であり、その主なものは、一般会計から株式会社日本政策金融公庫4兆1,158億円、国立研究開発法人科学技術振興機構5,000億円、独立行政法人中小企業基盤整備機構650億円、独立行政法人国際協力機構514億円、財政投融资特別会計から株式会社日本政策投資銀行2,200億円、株式会社産業革新投資機構809億円、株式会社国際協力銀行800億円、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構604億円、エネルギー対策特別会計から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構565億円、自動車安全特別会計から成田国際空港株式会社299億円、東日本大震災復興特別会計から株式会社日本政策金融公庫16億円である。

第15表 国有財産分類別・種類別増減額（令和2年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、％）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち		価 格	割 合
（増 加 額）	千平方メートル		延べ千平方メートル						
行 政 財 産	21,361	418	878	1,709	11,383	航 空 機	4,001	13,511	18.6
公 用 財 産	2,319	388	868	1,648	10,252	航 空 機	4,001	12,289	16.9
公共用財産	18,930	29	10	59	108	工 作 物	107	198	0.3
皇室用財産	0	0	0	1	14	工 作 物	14	16	0.0
森林経営用財産	111	0	—	—	1,007	立 木 竹	871	1,007	1.4
普 通 財 産	6,857	1,933	193	247	57,081	政府出資等	56,760	59,262	81.4
合 計	28,218	2,351	1,072	1,956	68,465			72,773	100.0
（減 少 額）									
行 政 財 産	14,027	361	344	236	1,051	船 舶	417	1,649	28.3
公 用 財 産	687	338	337	205	861	船 舶	417	1,405	24.1
公共用財産	10,849	20	7	30	28	工 作 物	28	79	1.4
皇室用財産	—	—	0	0	0	工 作 物	0	0	0.0
森林経営用財産	2,490	2	—	—	161	立 木 竹	160	164	2.8
普 通 財 産	6,251	1,537	323	226	2,406	政府出資等	2,123	4,170	71.7
合 計	20,278	1,899	667	462	3,457			5,819	100.0
（差 引 額）									
行 政 財 産	7,334	57	534	1,472	10,332	航 空 機	3,727	11,862	
公 用 財 産	1,632	50	531	1,442	9,391	航 空 機	3,727	10,884	
公共用財産	8,080	9	3	29	80	工 作 物	79	118	
皇室用財産	0	0	△0	0	14	工 作 物	14	15	
森林経営用財産	△2,378	△2	—	—	845	立 木 竹	711	843	
普 通 財 産	605	395	△129	20	54,675	政府出資等	54,636	55,091	
合 計	7,940	452	405	1,493	65,007			66,953	

（注）1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

新 造 4,159億円

船舶2,471億円（29隻）及び航空機1,687億円（17機）の新造である。船舶の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産1,992億円（7隻）であり、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産1,657億円（15機）である。

新 設 2,498億円

工作物の新設である。主なものは、国土交通省所管自動車安全特別会計の公用財産726億円である。

（ロ）歳出を伴わないもの

出 資（現物） 2,161億円

現物出資による政府出資等の増であり、その主なものは、一般会計から国際開発協会への出資1,366億円、国立大学法人東海国立大学機構への出資395億円である。

ロ. 対内的異動によるもの

価格改定 4兆1,271億円

政府出資等3兆3,646億円、土地5,787億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産1兆4,926億円であり、土地の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産920億円である。

所屬替 1,066億円

土地449億円、船舶367億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産229億円であり、船舶の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産359億円である。

引 受 862億円

財務省所管一般会計の普通財産であり、土地663億円、建物100億円等である。

実 査 460億円

立木竹の実査である。主なものは、農林水産省所管一般会計の森林経営用財産460億円である。

（2）減少額について

減少額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

（イ）歳入を伴うもの

出資金回収（現金） 645億円

独立行政法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減であり、主なものは、年金特別会計から独立行政法人福祉医療機構への出資617億円、労働保険特別会計から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への出資21億円である。

売 払 415億円

土地351億円、政府出資等36億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産252億円であり、政府出資等はすべて財務省所管一般会計の普通財産である。

（ロ）歳入を伴わないもの

資本金減少 778億円

法令の規定に基づく独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の減資などによるものである。すべて政府出資

第16表 国有財産所管別増減額（令和2年度）

（単位 億円、％）

所 管	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち		価 格	割 合
（増 加 額）	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	—	450	0	0	7	工 作 物	7	458	0.4
参議院	—	199	0	3	4	工 作 物	4	207	0.2
最高裁判所	3	247	1	25	50	工 作 物	50	323	0.3
会計検査院	—	0	—	0	0	工 作 物	0	1	0.0
内閣	—	19	0	0	3	工 作 物	3	23	0.0
内閣府	0	514	339	51	109	工 作 物	74	676	0.6
総務省	31	66	—	0	24	航 空 機	21	91	0.1
法務省	116	517	78	352	240	工 作 物	240	1,110	1.0
外務省	10	133	3	18	17	工 作 物	17	169	0.1
財務省	4,820	3,336	158	351	78,093	政府出資等	77,749	81,782	71.7
文部科学省	23	168	—	10	2	工 作 物	1	180	0.2
厚生労働省	46	159	14	11	6,996	政府出資等	6,970	7,167	6.3
農林水産省	1,889	163	17	12	2,834	立 木 竹	2,680	3,010	2.6
経済産業省	—	138	0	1	5,401	政府出資等	5,327	5,540	4.9
国土交通省	497	852	146	235	2,796	工 作 物	1,272	3,884	3.4
環境省	19,149	137	83	223	621	工 作 物	612	982	0.9
防衛省	1,630	1,033	229	656	6,743	航 空 機	3,652	8,434	7.4
合 計	28,218	8,139	1,072	1,956	103,949			114,045	100.0
（減 少 額）									
衆議院	—	—	—	23	24	工 作 物	24	47	0.1
参議院	—	—	5	7	9	工 作 物	9	17	0.0
最高裁判所	6	5	15	80	65	工 作 物	65	151	0.4
会計検査院	—	0	0	0	0	工 作 物	0	0	0.0
内閣	—	0	—	4	6	工 作 物	6	10	0.0
内閣府	9	40	3	79	129	工 作 物	100	250	0.6
総務省	31	4	—	13	12	工 作 物	11	30	0.1
法務省	142	169	110	183	176	工 作 物	175	529	1.3
外務省	—	—	0	1	8	工 作 物	8	10	0.0
財務省	3,821	1,655	216	488	20,905	政府出資等	20,307	23,048	57.4
文部科学省	—	0	—	12	42	政府出資等	34	55	0.1
厚生労働省	51	13	20	65	739	政府出資等	676	819	2.0
農林水産省	4,767	227	27	28	2,418	立 木 竹	2,273	2,675	6.7
経済産業省	1	8	0	20	2,602	政府出資等	2,242	2,631	6.6
国土交通省	489	107	107	317	2,706	工 作 物	965	3,130	7.8
環境省	10,777	12	76	95	68	工 作 物	57	176	0.4
防衛省	181	205	82	610	5,757	航 空 機	3,116	6,572	16.4
合 計	20,278	2,450	667	2,033	35,676			40,160	100.0
（差 引 額）									
衆議院	—	450	0	△22	△17	工 作 物	△17	411	
参議院	—	199	△5	△4	△4	工 作 物	△4	190	
最高裁判所	△2	241	△13	△54	△14	工 作 物	△14	172	
会計検査院	—	0	△0	△0	0	工 作 物	0	0	
内閣	—	19	0	△3	△3	工 作 物	△3	12	
内閣府	△8	473	336	△28	△20	工 作 物	△25	425	
総務省	△0	62	—	△13	11	航 空 機	20	60	
法務省	△25	347	△32	169	63	工 作 物	64	581	
外務省	10	133	3	16	8	工 作 物	8	158	
財務省	998	1,681	△57	△136	57,188	政府出資等	57,442	58,733	
文部科学省	23	167	—	△1	△40	政府出資等	△34	125	
厚生労働省	△5	145	△6	△54	6,256	政府出資等	6,294	6,348	
農林水産省	△2,877	△63	△10	△16	415	立 木 竹	406	335	
経済産業省	△1	129	△0	△19	2,798	政府出資等	3,084	2,909	
国土交通省	8	744	38	△81	90	工 作 物	306	753	
環境省	8,371	125	6	127	552	工 作 物	554	805	
防衛省	1,449	828	147	46	985	航 空 機	536	1,861	
合 計	7,940	5,689	405	△77	68,272			73,885	

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第17表 国有財産所管別増減額（令和2年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、％）

所 管	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
（増 加 額）	千平方メートル		延べ千平方メートル					
衆議院	—	—	0	0	7	工 作 物	7	8
参議院	—	—	0	3	4	工 作 物	4	8
最高裁判所	3	2	1	25	50	工 作 物	50	79
会計検査院	—	—	—	0	0	工 作 物	0	0
内閣府	—	—	0	0	3	工 作 物	3	4
内閣府省	0	7	339	51	109	工 作 物	74	169
総務省	31	3	—	0	24	航 空 機	21	28
法務省	116	114	78	352	240	工 作 物	240	707
外務省	10	1	3	18	17	工 作 物	17	37
財務省	4,820	1,889	158	351	56,204	政府出資等	55,889	58,446
文部科学省	23	4	—	10	1	工 作 物	1	17
厚生労働省	46	12	14	11	27	工 作 物	25	51
農林水産省	1,889	61	17	12	1,026	立 木 竹	871	1,100
経済産業省	—	—	0	1	643	政府出資等	569	644
国土交通省	497	116	146	235	2,736	工 作 物	1,272	3,089
環境省	19,149	23	83	223	621	工 作 物	612	867
防衛省	1,630	113	229	656	6,743	航 空 機	3,652	7,513
合 計	28,218	2,351	1,072	1,956	68,465		72,773	100.0
（減 少 額）								
衆議院	—	—	—	0	0	工 作 物	0	0
参議院	—	—	5	0	0	工 作 物	0	1
最高裁判所	6	2	15	7	2	工 作 物	2	12
会計検査院	—	—	0	0	0	立 木 竹	0	0
内閣府	—	—	—	0	0	工 作 物	0	0
内閣府省	9	7	3	0	12	航 空 機	9	20
総務省	31	3	—	—	0	工 作 物	0	3
法務省	142	152	110	15	3	工 作 物	3	172
外務省	—	—	0	0	5	工 作 物	5	6
財務省	3,821	1,471	216	97	1,327	政府出資等	1,157	2,895
文部科学省	—	0	—	0	1	政府出資等	1	1
厚生労働省	51	11	20	4	653	政府出資等	651	669
農林水産省	4,767	111	27	5	168	立 木 竹	166	285
経済産業省	1	1	0	0	324	政府出資等	313	326
国土交通省	489	65	107	156	695	船 舶	379	917
環境省	10,777	11	76	46	15	立 木 竹	7	72
防衛省	181	59	82	127	245	工 作 物	129	432
合 計	20,278	1,899	667	462	3,457		5,819	100.0
（差 引 額）								
衆議院	—	—	0	0	7	工 作 物	7	7
参議院	—	—	△5	2	4	工 作 物	4	7
最高裁判所	△2	0	△13	18	48	工 作 物	48	66
会計検査院	—	—	△0	△0	0	工 作 物	0	0
内閣府	—	—	0	0	3	工 作 物	3	3
内閣府省	△8	△0	336	50	97	工 作 物	71	148
総務省	△0	△0	—	0	24	航 空 機	21	24
法務省	△25	△38	△32	337	236	工 作 物	236	535
外務省	10	1	3	17	11	工 作 物	12	31
財務省	998	418	△57	254	54,877	政府出資等	54,731	55,550
文部科学省	23	4	—	10	0	政府出資等	△1	15
厚生労働省	△5	1	△6	6	△625	政府出資等	△649	△618
農林水産省	△2,877	△50	△10	7	857	立 木 竹	705	814
経済産業省	△1	△1	△0	0	318	政府出資等	255	317
国土交通省	8	50	38	79	2,041	工 作 物	1,148	2,172
環境省	8,371	12	6	176	606	工 作 物	605	794
防衛省	1,449	54	147	528	6,497	航 空 機	3,575	7,081
合 計	7,940	452	405	1,493	65,007		66,953	

（注）1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第18表 国 有 財 産 増 減 状 況 (令和2年度)

(単位 億円, %)

異動の内容	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
対 外 的 異 動	8,698	784	491	1,594	67,082	政府出資等 56,752	69,461	60.9
歳出を伴うもの	7,671	124	408	1,536	64,844	政府出資等 54,532	66,505	58.3
歳出を伴わないもの	1,027	659	82	57	2,238	政府出資等 2,219	2,956	2.6
対 内 的 異 動	19,520	7,355	581	362	36,866	政府出資等 33,653	44,584	39.1
調整上の増加	14,899	1,518	205	321	901	船 舶 395	2,741	2.4
整理上の増加	4,621	49	376	40	481	立 木 竹 461	571	0.5
価格改定上の増加	—	5,787	—	—	35,483	政府出資等 33,646	41,271	36.2
合 計	28,218	8,139	1,072	1,956	103,949		114,045	100.0
(減 少 額)								
対 外 的 異 動	3,779	399	407	123	2,545	政府出資等 2,116	3,069	7.6
歳入を伴うもの	2,853	351	111	22	692	政府出資等 681	1,066	2.7
歳入を伴わないもの	925	48	295	101	1,853	政府出資等 1,434	2,003	5.0
対 内 的 異 動	16,499	2,050	259	1,909	33,130	政府出資等 21,760	37,091	92.4
調整上の減少	16,142	1,478	206	321	897	船 舶 395	2,697	6.7
整理上の減少	356	20	53	17	14	工 作 物 13	53	0.1
価格改定上の減少	—	550	—	1,570	32,218	政府出資等 21,753	34,340	85.5
合 計	20,278	2,450	667	2,033	35,676		40,160	100.0
(差 引 額)	7,940	5,689	405	△ 77	68,272		73,885	

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

等であり、主なものは、財務省所管一般会計の普通財産434億円である。

出資（現物） 649億円

国立大学法人の統廃合に伴う政府出資等の減である。

ロ. 対内的異動によるもの

価格改定 3兆4,340億円

政府出資等2兆1,753億円、航空機3,252億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産1兆3,550億円であり、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産3,038億円である。

所属替 1,018億円

土地400億円、船舶367億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産245億円であり、船舶の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産359億円である。

引 継 862億円

土地663億円、建物100億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産497億円であり、建物の主なものは、防衛省所管一般会計の普通財産93億円である。

所管換 381億円

土地179億円、建物128億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産117億円であり、建物の主なものは、国土交通省所管自動車安全特別会計の公用財産88億円である。

7. 国有財産の台帳価格改定

令和3年3月31日時点における価格改定の結果については、第19表のとおり6,931億円の純増加となっている。

8. 国有財産の推移（統計1、6、7参照）

最近5か年間の国有財産の推移をみると第20表のとおりであり、各年度における増減額の主な事由についてみると、

平成28年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定（政府出資等など）3兆1,675億円、出資（現金）（政府出資等）8,452億円などを挙げることができる。

平成29年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定（政府出資等など）3兆6,216億円、出資（現物）（政府出資等）9,381億円などを挙げることができる。

平成30年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定（政府出資等など）2兆9,265億円、出資（現金）（政府出資等）4,955億円などを挙げることができる。

令和元年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定（政府出資等など）2兆8,657億円、出資（現金）（政府出資等）6,947億円などを挙げることができる。

令和2年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、出資（現金）（政府出資等）5兆4,532億円、価格改定（政府出資等など）4兆1,271億円などを挙げることができる。

なお、最近5か年間の政府出資等の年度末の現況は第21表のとおりである。

第19表 国有財産台帳価格改定結果（令和3年3月31日現在）

（単位 億円）

区 分	分 類	行 政 財 産			普 通 財 産			合 計		
		改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額
土 地 立 木 竹	地 木	143,726	148,512	4,785	49,761	50,212	451	193,488	198,725	5,236
	樹 立	609	596	△12	113	110	△2	722	707	△14
	竹 木	32,193	31,897	△295	23	22	△0	32,216	31,920	△296
	計	6	6	△0	1	1	△0	7	7	△0
	建 物	32,808	32,500	△307	137	134	△2	32,946	32,635	△310
	工 作 物	29,535	28,193	△1,342	5,170	4,942	△228	34,706	33,135	△1,570
	機 械 器 具	24,566	21,986	△2,580	3,586	3,166	△420	28,152	25,152	△3,000
	船 艦	—	—	—	0	0	—	0	0	—
	船 隻	3,323	2,941	△382	0	0	△0	3,323	2,941	△382
	計	14,620	12,920	△1,700	9	4	△4	14,630	12,924	△1,705
航 空 機 地 上 権 特 許 権 政 府 出 資 不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	雑 船	25	22	△3	0	0	△0	25	22	△3
	計	17,970	15,883	△2,086	9	4	△4	17,979	15,888	△2,091
	航 空 機	13,823	10,571	△3,252	1	1	△0	13,825	10,572	△3,252
	地 上 権	28	28	△0	0	0	△0	28	28	△0
	特 許 権	14	13	△1	0	0	△0	15	14	△1
	政 府 出 資	—	—	—	839,919	851,812	11,892	839,919	851,812	11,892
	不 動 産 の 信 託	—	—	—	2,533	2,561	28	2,533	2,561	28
	の 受 益 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	262,475	257,690	△4,785	901,120	912,836	11,716	1,163,595	1,170,526	6,931
	合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表には、価格改定対象外財産（「外国に所在する財産」等）は含まれていない。
2. 計数は、単位未満を切り捨てているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第20表 最近5か年間の国有財産の推移

（単位 億円）

年 度	年度末現在額	前年度末に対する増減額
平成28	1,060,079	9,097
29	1,068,241	8,161
30	1,085,939	17,697
令和元	1,098,712	12,773
2	1,172,598	73,885

(注) 計数は、単位未満を切り捨てている。

第20表（参考） 国有財産（土地）の推移

（単位 億㎡）

年 度	行政財産	普通財産	計
昭和45年度末	883	19	903
50	884	15	900
55	884	12	897
60	884	11	896
平成2	883	11	895
7	882	11	893
12	881	11	892
13	879	11	891
14	879	11	891
15	879	11	890
16	866	10	877
17	866	10	877
18	866	10	877
19	866	10	876
20	866	10	876
21	866	10	876
22	866	10	876
23	866	10	876
24	866	10	876
25	866	10	876
26	866	10	876
27	866	10	876
28	866	10	876
29	866	10	876
30	866	10	876
令和元	866	10	876
2	866	10	876

(注) 計数は、単位未満を切り捨てているため、計とは一致しないことがある。

第4 国の庁舎等の概況

1. 国の庁舎等の概要

(1) 国の庁舎等とは

国の庁舎等とは、庁舎、刑務所、飛行場及び自衛隊の施設など国の事務又は事業の用に供されている建物及び付帯施設並びにこれらの敷地（借り受けているものも含む）であり、各省各庁の長が管理しているが、財務大臣は国有財産の総括大臣として、効率的な整備及び効率的な使用を推進している。

（注）庁舎等には、国家公務員宿舍、森林原野、皇居、道路及び河川等は含まない。

(2) 庁舎等の効率的な整備の推進

財務省では、庁舎等の効率的な整備を推進するため、各省各庁が新たに庁舎等を整備するに当たって、その必要性等を審査・調整し、毎年度の庁舎等の整備予算に反映させるよう努めている。

審査・調整に当たっては、国有財産の有効活用を図る観点から、既存庁舎の活用の可能性等を確認し、新たに庁舎整備が必要な場合には、建替えと借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択することとしている。

(3) 既存庁舎等の効率的な使用の推進

財務省では、既存庁舎等の効率的な使用を推進するため、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出等の観点から、実地監査などを通じて、各省各庁の使用実態を把握し、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）（以下「庁舎法」という。）」に基づき財政制度等審議会に付議のうえ、省庁横断的な入替調整を

第21表 最近5か年間の政府出資、有価証券の推移

(単位 億円, %)

年 度	政 府 出 資	有 価 証 券	合 計 (A)	国有財産総額 (B)	割 合 (A/B)
平成28	760,327	5,779	766,107	1,060,079	72.3
29	764,654	6,527	771,182	1,068,241	72.2
30	774,637	6,141	780,779	1,085,939	71.9
令和元	779,069	6,213	785,282	1,098,712	71.5
2	847,436	4,375	851,812	1,172,598	72.6

- (注) 1. 「政府出資」とは、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資を行ったことにより取得した出資による権利、株式等であり、「有価証券」とは、租税物納等により取得した株式等である。
 2. 令和2年度の「有価証券」4,375億円のうち4,291億円は、エネルギー対策特別会計所有株式であって、石油公団の廃止に伴い、国に帰属したもの（旧石油公団有価証券）である。
 3. 「政府出資」、並びに「有価証券」のうち上場有価証券及び旧石油公団有価証券については、市場価格のあるものは市場価格により、また、市場価格のないものは各法人の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により、それぞれ年度末時点で評価したものである。
 4. 価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

行うための庁舎等使用調整計画を策定している（庁舎法第4条）。

なお、平成18年4月の庁舎法等の改正では、庁舎等の床面積又は敷地に余裕が生じている場合には、行政上の用途又は目的を妨げない限度で、当該余裕部分を民間に貸し付けることも可能とするなど、既存庁舎等の効率的な使用を推進するための制度整備が図られている。

2. 特定国有財産整備計画

特定国有財産整備計画は、庁舎等を集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎を整備する場合に、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画である（庁舎法第5条）。

特定国有財産整備計画の策定に当たっては、財務大臣が各省各庁から提出された特定国有財産整備計画要求書について、その整備の必要性・緊要性、規模・立地条件、処分予定財産の適否等の審査を行うこととしている。

(注) 特定国有財産整備計画に基づく事業の経理については、特定国有財産整備特別会計において経理を行っていたが、同会計は、特別会計改革の一環により、平成21年度末をもって廃止された。これに伴い、平成21年度末において未完了である事業の経理を行うため、当該事業が完了するまでの間の経過措置として、財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定が設けられている。なお、平成22年度以降の新規事業については、一般会計において経理を行っている。

第5 国家公務員宿舎の概況（統計23参照）

国家公務員宿舎は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資すること」を目的とした「国家公務員宿舎法」（昭和24年法律第117号）に基づき、設置されているものである。

国家公務員宿舎とは、職員及びその家族を居住させるために、国が設置する居住用の家屋及びこれに附随する工作物その他の施設並びにこれらに供する土地をいい、研修所や講習所等に一時宿泊のために設けられている宿泊施設、公共事業関係の現場に設けられている仮設物的な合宿所、国会議員の議員宿舎、独立行政法人等の職員宿舎等は含まれない。

国家公務員宿舎は、財務大臣が定める宿舎設置計画に基づいて設置される。その方法としては、建設、購入、交換、寄付又は転用（例えば、庁舎を用途変更によって国家公務員宿舎とすること等をいう。）により行政財産として設置するものと、国以外の者の所有する財産を借り受けることにより設置するものがある。

国家公務員宿舎の設置は、原則として財務大臣が行うこととなっているが、省庁別宿舎（同一の各省各庁に所属する職員のみに貸与する目的で設置される国家公務員宿舎をいう。）で、一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他の特別の事情がある場合で財務大臣が指定する場合等は、当該各省各庁の長が行うこととなっている。

また、国家公務員宿舎の維持及び管理は、合同宿舎（省庁別宿舎以外の国家公務員宿舎をいう。）については財務大臣が、省庁別宿舎については当該国家公務員宿舎の貸与を受け

るべき職員の所属する各省各庁の長が行うこととなっている。なお、令和3年9月1日現在における国家公務員宿舎の総戸数は約16万2千戸となっている。

第6 財務省所管一般会計所属普通財産の現状

1. 現在額（統計25、26、27参照）

令和2年度末現在の財務省所管一般会計所属の普通財産（国有財産法第6条に規定する財務大臣の所管に係るもの。以下第6において同じ。）は、第22表のとおり61兆5,606億円であり、国有財産総額117兆2,598億円の52.5%を占める。

普通財産は、既に述べたように、行政財産以外の一切の国

令和2年度中の総増加額は6兆7,641億円、総減少額は1兆6,202億円であり、差引き5兆1,439億円増加した。これを土地、建物、政府出資等の区分別にみると、第22表のとおりである。

普通財産の増減についても、国と国以外の者との間の異動である「対外的異動」及び国の内部における異動である「対内的異動」に分けることができる。例えば、「対外的異動」で普通財産が増加する場合として、相続税法の規定により金銭に代えて財産が物納されたとき、相続人不存在財産が民法の規定により国庫に帰属したとき、独立行政法人等に対して出資したことにより出資による権利又は出資証券等を取得したとき等が、また、減少する場合として、売却、譲与、現物

出資（土地、建物、工作物等）が行われたとき等が、それぞれ挙げられる。他方、「対内的異動」により増加する場合として、各省各庁において行政財産として使用されていた財産が行政目的の用に供されなくなり、用途廃止されて普通財産となったものを財務省が引き受けたとき等が、また、減少する場合として、行政目的の用に供するため各省各庁へ所管換したとき等が、それぞれ挙げられる。令和２年度中の異動状況を整理すると、第25表のとおりである。

土地及び建物について、令和2年度中における処分等の実績及び年度末現在の管理状況をみると、次のとおりである。

令和2年度中の処分等の実績の概要は、第26表のとおりである。

売払は2,704件、267億円（台帳価格：以下第6の3において同じ。）で、これを区分別にみると、土地1,877千㎡、252億円、建物延べ74千㎡、15億円である。

次に、売払を相手方別にみると、公共団体264件、98億円、公益法人22件、4億円、公共団体及び公益法人以外の法人883件、129億円、その他1,535件、35億円である。

また、時価売払を契約方式別にみると、一般競争契約232件、92億円（うち価格公表188件、81億円）、随意契約2459件、161億円である。

第22表 財務省所管一般会計所屬普通財産増減額及び現在額（令和3年3月31日現在）

(注) 数量及び金額は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

なお、売払価格は、原則として時価額によるが、国有財産特別措置法その他の法律の規定に基づき、時価額からその一定割合を減額して公共団体等に売り払うものがある。この減額売払したものを相手方の用途別にみると、社会福祉施設3件、0.2億円、学校施設7件、11億円、住宅2件、8百万円、スポーツ施設1件、2億円である。

(参考) 大口売払財産（1件売払数量1千㎡以上で、かつ、売買契約金額が3億円以上のもの（財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定所属財産を含む））は、参考資料1のとおりである。

ロ. 交換（統計33参照）

交換は2件、1億円である。

ハ. 譲与（統計34参照）

譲与は183件、30億円である。

二. 所管換（統計35参照）

所管換は14件、143億円で、有償所管換2件、8億円、無償所管換12件、135億円である。

(2) 管理の状況

令和2年度末現在における土地及び建物についての管理の状況は、次のとおりである。

イ. 米軍へ提供中の財産

条約に基づきアメリカ合衆国の軍隊に提供中の財産は、土地72件、68,564千㎡、2兆764億円、建物8件、延べ5,546千㎡、3,318億円である。

ロ. 他省庁に使用させている財産

各省各庁に対して、その事務又は事業の遂行上必要な場合に臨時に普通財産の使用を認めている財産は、土地32件、3,816千㎡、1,869億円、建物5件、延べ35千㎡、3億円である。

ハ. 地方公共団体等への貸付財産（統計28、30、31参照）

地方公共団体等に対する普通財産の貸付けは、(イ)時価による貸付料での貸付け（時価貸付）、(ロ)法律の規定に基づく無償での貸付け（無償貸付）及び(ハ)時価から減額した貸付料での貸付け（減額貸付）に区分される。

貸付中の財産は、土地27,104件、89,901千㎡、2兆633億円、建物628件、延べ118千㎡、3億円であり、このうち、貸付財産（土地）の内訳をみると、次のとおりである。

(イ) 時価貸付は、物納財産を物納以前から引き続き個人の住宅敷地等として使用している者に時価で貸し付けているもの等であり、22,307件、15,421千㎡、4,929億円である。

(ロ) 無償貸付は、国有財産法その他の法律の規定に従い、地方公共団体等に公園等として無償で貸し付けているものであり、4,210件、71,249千㎡、1兆4,220億円である。主なものは、公園等2,762件、59,304千㎡、1兆1,145億円、水道施設312件、3,176千㎡、508億円である。

(ハ) 減額貸付は、国有財産特別措置法その他の法律の規定に従い、地方公共団体等に対し、時価から一定の割

第23表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額（令和2年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円，％）

区 分			数量 単位	増 加 額				減 少 額				差 引	
				数量	価 格			数量	価 格			数量	価 格
					金 額	割 合			金 額	割 合			金 額
土 地	樹 木	立 木	千平方メートル	4,730	1,124	2.2	83.3	3,692	713	34.6	76.5	1,038	410
			千 本	2	0	0.0	0.0	9	0	0.0	0.0	△ 6	0
			千立方メートル	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	△ 0
			千 束	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
竹 計	建 物	千平方メートル	—	0	0.0	0.0	—	0	0.0	0.0	—	0	
		延べ千平方メートル	43	85	116	0.2	8.6	59	142	65	3.2	7.0	△ 16
工 作 物	機 械 器 具	汽 船	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
船 隻	雑 船	計	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 上 権 等	政 府 出 資 等	不 動 産 の 信 託 の 受 益 権 合 計	千平方メートル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			件	—	50,728	97.4	—	1	142	6.9	15.3	△ 1	△ 142
			—	—	52,077	100.0	—	2,062	100.0	—	—	50,015	
			—	1,349	—	100.0	—	933	—	100.0	—	415	

（注）数量及び金額は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第24表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額（令和2年度）
（価格改定によるもの）

（単位 億円，％）

区 分	増 加 額			減 少 額			差 引
	価 格			価 格			価 格
	金 額	割 合		金 額	割 合		金 額
土地	609	3.9	95.6	163	1.2	27.7	445
立木	—	—	—	0	0.0	0.1	△0
竹	—	—	—	0	0.0	0.0	△0
計	—	—	—	0	0.0	0.0	△0
建物	—	—	—	0	0.0	0.1	△0
機械器具	—	—	—	135	1.0	22.9	△135
船舶	—	—	—	290	2.1	49.2	△290
汽船	—	—	—	—	—	—	—
艦船	—	—	—	—	—	—	—
雑船	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—
地上権等	—	—	—	0	0.0	0.0	△0
政府出資等	14,926	95.9		13,550	95.8		1,376
不動産の信託	28	0.2	4.4	—	—	—	28
の受益権							
合 計	15,564	100.0		14,140	100.0		1,423
政府出資等を除いたものの合計	637		100.0	589		100.0	47

（注）金額は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第25表 財務省所管一般会計所属普通財産異動状況（令和2年度）

（単位 億円）

異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他	価格計	割合
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格		
（増 加 額）	千平方メートル		延べ千平方メートル				%
対 外 的 異 動	782	145	2	0	50,722 (50,720)	50,867	75.2
歳出を伴うもの	0	0	—	—	48,502 (48,500)	48,502	71.7
歳出を伴わないもの	782	145	2	0	2,219 (2,219)	2,365	3.5
対 内 的 異 動	3,947	1,587	83	116	15,069 (14,934)	16,773	24.8
調整上の増加	2,208	940	83	107	114 (7)	1,163	1.7
整理上の増加	1,739	38	0	8	0 (0)	46	0.1
価格改定上の増加	—	609	—	—	14,954 (14,926)	15,564	23.0
合 計	4,730	1,733	85	116	65,791 (65,654)	67,641	100.0

異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他	価格計	割合	差引価格
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格			
（減 少 額）	千平方メートル		延べ千平方メートル				%	
対 外 的 異 動	2,388	296	122	20	1,266 (1,121)	1,584	9.8	49,283
歳入を伴うもの	1,877	252	74	15	38 (37)	306	1.9	48,195
歳入を伴わないもの	510	44	47	5	1,227 (1,083)	1,277	7.9	1,087
対 内 的 異 動	1,304	580	20	179	13,858 (13,557)	14,618	90.2	2,155
調整上の減少	1,160	413	20	33	17 (7)	463	2.9	699
整理上の減少	143	3	0	10	0 (0)	14	0.1	32
価格改定上の減少	—	163	—	135	13,841 (13,550)	14,140	87.3	1,423
合 計	3,692	877	142	200	15,125 (14,679)	16,202	100.0	51,439

（注）1. 「その他」欄の（ ）内書は政府出資等を示している。
2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第26表 財務省所管一般会計所属普通財産処分等実績（令和2年度）

（単位 億円）

区 分	土 地			建 物			合 計		
	件 数	数 量	台帳価格	件 数	数 量	台帳価格	件 数	台帳価格	割 合
		千平方メートル			延べ千平方メートル				%
売 払	2,702	1,877	252	2	74	15	2,704	267	60.4
時 価	2,689	1,856	238	2	74	15	2,691	254	57.3
減 額	13	20	13	—	—	—	13	13	3.1
交 換	2	9	1	—	—	—	2	1	0.3
譲 与	183	385	30	—	—	—	183	30	6.9
所 管 換	14	228	117	—	7	26	14	143	32.4
有 償	2	24	8	—	4	0	2	8	1.9
無 償	12	204	108	—	3	26	12	135	30.5
合 計	2,901	2,501	401	2	81	42	2,903	443	100.0

（注）数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

合を減額した貸付料で貸し付けているものであり、587件、3,229千㎡、1,484億円である。

なお、貸付中の財産（土地）を相手方別にみると、公共団体4,836件、75,281千㎡、1兆4,624億円、公益法人314件、1,671千㎡、947億円、公共団体及び公益法人以外の法人1,843件、7,483千㎡、1,971億円、その他20,111件、5,464千㎡、3,089億円である。

二. 未利用国有地

未利用国有地は、宅地又は宅地見込地で、現に未利用となっている土地（管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。）及び現状が農地、山林等の財産で、周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれる土地（単独利用困難な土地及び特定国有財産整備計画に基づく処分すべき財産を除く。）であり、2,869件、7,449千㎡、3,834億円である。

最近5か年間の未利用国有地の推移は第27表のとおりである。

(3) 物納等有価証券の状況

政府出資等は政府出資及び物納等有価証券からなるが、物納等有価証券は租税物納及び国庫帰属により取得した有価証券である。

令和2年度中における物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額は第28表のとおりであり、令和2年度末現在額は84億円である。

4. 普通財産（土地）の推移（統計25参照）

普通財産（土地）の面積の推移については、引受や物納等の増加要因及び売払や所管換等の減少要因があり、近年の動向をみると概ね横ばいである。

5. 国有財産関係歳入（財務局分）の推移

（統計36、37参照）

令和2年度の国有財産関係歳入の財務局分収納額は、853億円である。

この大宗を占めるのは国有財産売払収入（東日本大震災復

興国有財産売払収入及び特定国有財産売払収入を含む。）484億円であり、次いで国有財産貸付収入357億円となっている。

なお、国有財産売払収入のうち、土地の売払収入は392億円となっている。

最近5か年間の国有財産売払収入の推移は第29表のとおりである。

また、各省各庁所管の普通財産の売払収入を加えた国有財産売払収入の推移は第30表のとおりである。

第7 国有財産に関する審議会

国有財産に関する審議会は、財務本省に財政制度等審議会が、各財務局及び沖縄総合事務局に国有財産地方審議会が設置されている。

財政制度等審議会は、中央省庁等改革に伴う審議会等の整理合理化により廃止された国有財産中央審議会外3審議会の機能を引き継ぎ、平成13年1月6日に施行された財務省設置法（平成11年法律第95号）第6条に基づき設置された。さらに財政制度等審議会の下には、財政制度等審議会令（平成12年政令第275号）第6条に基づき、国有財産の管理及び処分に係る基本方針その他国有財産に関する重要事項の調査審議等を所掌する国有財産分科会が設置されている（開催状況は第31表のとおり）。

平成29年12月、財務大臣から財政制度等審議会に対し、「最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえ、今後の国有財産の管理処分のあり方について」の諮問が行われた。

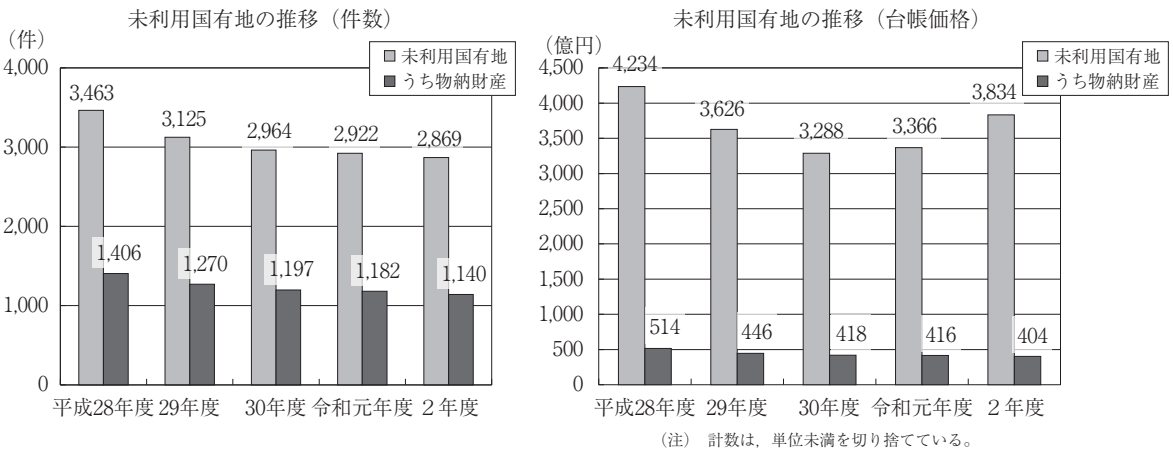
この諮問に関する調査審議事項について付託を受けた国有財産分科会は、専門的かつ技術的な観点から検討を行うためワーキングチームを設置し、最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえ、国有財産に関する課題について幅広く審議を行うこととした。

具体的には、人口減少・少子高齢化などの社会経済環境の変化や国家公務員宿舎の削減計画の達成など、最近の国有財

産行政を巡る状況等を踏まえた今後の国有財産の管理処分のあり方について、ワーキングチームにおいて専門的な検討・審議を重ねた上で、同分科会においても審議を行い、令和元

年6月14日、答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について－国有財産の最適利用に向けて－」の取りまとめが行われた。

第27表 未利用国有地の推移



第28表 物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額（令和3年3月31日現在）
(単位 銘柄、千株 [株式], 千口 [その他証券], 億円)

区 分	令和2年度中増		令和2年度中減		令和2年度末現在額		
	数量	台帳価格	数量	台帳価格	銘柄数	数量	台帳価格
株 式	3,621	79	3,194	59	249	109,676	84
うち上場株式	3,545	46	3,173	42	219	1,079	23
そ の 他 証 券	39,223	3	39,224	3	17	1	0
合 計	42,845	83	42,417	62	266	109,677	84

(注) 1. その他証券とは、社債、受益証券、地方債等である。
2. 本表には、所属替等の対内的異動を含む。
3. 数量及び価格は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第29表 国有財産売払収入の推移（財務局分）

(単位 億円)

区 分	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
国有財産売払収入	1,671	887	570	602	484
土地売払代	1,638	860	470	308	392
一般競争入札	1,198	315	105	125	80
そ の 他	440	545	365	182	313

(注) 1. 「国有財産売払収入」は、普通財産統計36、国有財産関係（財務局分）歳入科目別・年度別収納状況の「国有財産売払収入」及び「東日本大震災復興国有財産売払収入」を合算したものである。
2. 平成28年度、30年度、令和元年度、2年度の「国有財産売払収入」は、上記1. に同統計の「特定国有財産売払収入」を合算したものである。
3. 「一般競争入札」とは、国があらかじめ定めた価格以上で、最も高い価格をつけた者を購入者とする売却方式をいう。
4. 「その他」は、地方公共団体等に対する随意契約等による売却方式である。
5. 計数は、単位未満を四捨五入している。

第30表 国有財産売払収入の推移

(単位 億円)

年 度	一 般 会 計				特別会計	合 計
	土 地	証 券	そ の 他			
平成24年度	1,151	1,011	125	15	10,166	11,317
25年度	1,359	1,315	17	27	1,955	3,314
26年度	1,361	1,208	129	25	2,946	4,308
27年度	1,263	1,147	91	24	14,689	15,952
28年度	1,704	1,670	15	19	3,833	5,537
29年度	934	897	22	15	14,454	15,388
30年度	603	498	94	10	248	850
令和元年度	667	418	222	27	3,155	3,822
2年度	526	475	42	8	199	725

(注) 1. 平成24年度以降の一般会計には、東日本大震災復興国有財産売払収入が含まれる。
2. 平成26年度、28年度、30年度の一般会計には、特定国有財産売払収入が含まれる。
3. 計数は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第31表 財政制度等審議会（国有財産分科会）の開催状況

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第1回総会	平成13年1月19日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第1回国有財産分科会	平成13年1月23日	1. 分科会長の互選 2. 審議会議事規則の報告等 3. 部会の設置 4. 審議会から分科会への付託等の報告 5. 分科会から部会への付託等 6. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第1回株式部会	平成13年4月23日	1. 日本電信電話株式会社株式のこれまでの処分の経緯及び処分をめぐる諸事情 2. 今後の部会の進め方 3. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第2回株式部会	平成13年5月23日	1. 日本電信電話株式会社からのヒアリング 2. 日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第3回株式部会	平成13年5月30日	日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第4回株式部会	平成13年6月15日	今後の日本電信電話株式会社株式の処分に当たっての部会意見整理
財政制度等審議会国有財産分科会第5回株式部会	平成13年6月27日	今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について
財政制度等審議会第2回国有財産分科会	平成13年6月27日	1. 今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について（答申） 2. 報告事項 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第2回総会	平成13年8月30日	1. 分科会からの活動状況報告 2. フリーディスカッション
財政制度等審議会国有財産分科会第1回不動産部会	平成13年10月9日	報告事項 (1) 国有財産の使用状況実態調査等の調査結果について (2) PFI事業の取組状況について (3) 未利用国有地等の売却促進等に関する取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第6回株式部会	平成14年4月22日	今後における日本たばこ産業株式会社株式の処分に当たっての主幹事証券会社の選定について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第2回不動産部会	平成14年5月30日	報告事項 (1) 未利用国有地の売却促進に関する取組状況等について (2) PFI方式による公務員宿舎整備の取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第3回不動産部会	平成14年10月15日	1. 報告事項 (1) 行政財産等の使用状況実態調査等に係るフォローアップ結果について (2) 分譲型土地信託の入札結果の概要等について (3) 都心大口案件等について 2. 最低売払価格を示した入札について
財政制度等審議会第3回総会	平成15年1月16日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第3回国有財産分科会	平成15年2月19日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会の運営方針について 5. 報告事項 (1) 未利用国有地の売却について (2) 平成14年度における政府保有株式（JT及びNTT株式）の売却について (3) PFI方式による公務員宿舎の整備について 6. 大口返還財産の留保地に係る利用方針について
財政制度等審議会国有財産分科会第4回不動産部会	平成15年3月3日	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 留保地問題の経緯及び現状について (2) 関係地方公共団体に対するヒアリング結果等について
財政制度等審議会国有財産分科会第5回不動産部会	平成15年4月24日	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) これまでの議論の整理 (2) 渉外知事会からの留保地の利用方針に関する要請
財政制度等審議会国有財産分科会第6回不動産部会	平成15年5月22日	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 関係地方公共団体への意見照会結果について (2) 大口返還財産の留保地の取扱いに関する答申案の骨子について
財政制度等審議会国有財産分科会第7回不動産部会	平成15年6月3日	1. 米軍基地跡地（大口返還財産留保地）の処分に係る要望について 2. 「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」報告書（案）
財政制度等審議会国有財産分科会第8回不動産部会	平成15年6月24日	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて
財政制度等審議会第4回国有財産分科会	平成15年6月24日	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第7回株式部会	平成16年3月11日	報告事項 (1) 平成15年度売却実績（NTT、JT自己株式取得）について (2) 今後の自己株式取得における対応について (3) 最近の株式市場の動向について

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第5回国有財産分科会	平成16年6月17日	報告事項 (1) 政府保有NTT・JT株式の処分について (2) 「大口返還財産の留保地」答申のフォローアップについて (3) 未利用国有地の売却促進の実施状況について (4) 国家公務員宿舎使用料の改定について (5) 国立大学法人等及び独立行政法人国立病院機構の設立に伴う国有財産の承継について
財政制度等審議会第4回総会	平成17年1月17日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第6回国有財産分科会	平成17年2月16日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について（諮問）」の説明 4. 国有財産制度部会の設置 5. 各部会の構成、部会長の指名等 6. 分科会、部会の運営方針 7. 報告事項 政府保有NTT・JT株式の処分状況
財政制度等審議会国有財産分科会第1回国有財産制度部会	平成17年2月28日	1. 今後のスケジュール 2. 国有財産制度の現状
財政制度等審議会国有財産分科会第2回国有財産制度部会	平成17年3月23日	1. 行政財産の民間利用 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第3回国有財産制度部会	平成17年4月7日	未利用国有地等の売却促進
財政制度等審議会国有財産分科会第4回国有財産制度部会	平成17年5月10日	庁舎の効率的な使用と整備
財政制度等審議会国有財産分科会第5回国有財産制度部会	平成17年5月31日	1. 国有財産の監査及び情報提供等 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第6回国有財産制度部会	平成17年6月20日	1. 国家公務員宿舎制度 2. 物納制度 3. 諸外国における地方公共団体への無償譲渡・無償貸付 4. 国有財産情報公開システムへのアクセス状況
財政制度等審議会国有財産分科会第7回国有財産制度部会	平成17年7月26日	1. 未利用国有地等の売却促進 2. 国会議決の金額基準 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第8回国有財産制度部会	平成17年8月3日	行政財産の民間利用
財政制度等審議会国有財産分科会第9回国有財産制度部会	平成17年8月29日	1. 庁舎等の効率的な使用と整備 2. 国有財産行政における効率性の視点の明確化 借受庁舎等に対する総轄権行使の見直し 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第10回国有財産制度部会	平成17年9月13日	1. 情報提供の拡充 2. 政府出資の評価方法の見直し 3. 普通財産の管理処分に関する優遇措置の見直し 4. 国有財産貸付料等に係る口座振替制度の導入 5. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第11回国有財産制度部会	平成17年10月4日	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－中間報告書（素案） 2. 最近の国有財産行政に関する報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第12回国有財産制度部会	平成17年10月25日	今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－中間報告書（案）
財政制度等審議会第7回国有財産分科会	平成17年11月8日	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－（中間答申） 2. 報告事項 政府保有NTT・JT株式の処分状況
財政制度等審議会国有財産分科会第13回国有財産制度部会	平成17年11月22日	1. 国有財産の監査 2. コスト分析等定量的分析手法の導入 3. 行政財産の貸付等 4. 国家公務員宿舎行政 5. 最近の国有財産行政に関する報告
財政制度等審議会国有財産分科会第14回国有財産制度部会	平成17年12月13日	1. 国家公務員宿舎の効率的な使用と運用の改善 2. 民間のオフィスの使用実態 3. 保有と賃借のコスト比較 4. 最近の国有財産行政に関する報告 5. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－報告書（案）
財政制度等審議会国有財産分科会第15回国有財産制度部会	平成18年1月18日	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－報告書（案） 3. 部会の調査審議事項の議決についての報告

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第8回国有財産分科会	平成18年1月18日	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のある方について－効率性重視に向けた改革－（答申） 3. 部会に付託された調査審議事項の議決について
財政制度等審議会第5回総会	平成18年2月7日	1. 会長互選 2. 各分科会の当面の課題等について
財政制度等審議会国有財産分科会第9回不動産部会	平成18年6月15日	1. 庁舎等の使用調整について 2. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会第9回国有財産分科会	平成18年6月15日	1. 国有財産法等の改正について 2. 国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議における検討結果について 3. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第8回株式部会	平成18年11月24日	1. 諮問内容について 2. アルコール事業の民営化について 3. 日本アルコール産業株式会社の株式の処分について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第10回不動産部会	平成18年12月12日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第6回総会	平成19年1月16日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第10回国有財産分科会	平成19年3月2日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 各部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会、部会の運営方針 5. 事務局からの報告事項 (1) 資産債務改革の検討状況 (2) 答申に盛り込まれた事項の実施状況 (3) 不動産部会及び株式部会における審議状況 ・中央合同庁舎第4号館及び永田町合同庁舎に係る庁舎等使用調整計画等について ・日本アルコール産業株式会社の株式の処分について (4) 特別会計に関する法律案の提出について
財政制度等審議会国有財産分科会第11回不動産部会	平成19年6月19日	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第9回株式部会	平成19年10月16日	1. 今後の政府保有株式の売却見込み等 2. 日本郵政株式会社について 3. 日本アルコール産業株式会社の株式売却について
財政制度等審議会国有財産分科会第12回不動産部会	平成20年3月18日	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第13回不動産部会	平成20年6月26日	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会第11回国有財産分科会	平成20年6月26日	1. 大口返還財産の留保地等の利用計画 2. 各部会における審議状況 3. 国有財産行政における諸課題 4. 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議報告書について
財政制度等審議会第7回総会	平成21年1月15日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第12回国有財産分科会	平成21年2月25日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 各部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会、部会の運営方針 5. 事務局からの報告事項 (1) 国有財産の売却促進のための各種方策等について (2) 国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援について
財政制度等審議会国有財産分科会第10回株式部会	平成21年2月25日	政府保有株式を取り巻く現状について
財政制度等審議会国有財産分科会第14回不動産部会	平成21年6月18日	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第15回不動産部会、第16回国有財産制度部会合同会議	平成21年6月18日	1. 庁舎・宿舎の移転・再配置計画の実行状況について 2. その他（霞が関低炭素社会について）
財政制度等審議会第8回総会	平成22年4月26日	会長の互選
財政制度等審議会第13回国有財産分科会、第16回不動産部会合同会議	平成22年6月25日	1. 庁舎等の使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について（新成長戦略における国有財産の有効活用について等） (2) 政府保有株式を取り巻く状況について

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第14回国有財産分科会	平成22年12月9日	報告事項 国有財産行政の現状について (1) 平成21年度国有財産増減及び現在額 (2) 国有財産に係る監査 (3) 「新成長戦略における国有財産の有効活用について」のフォローアップ (4) 国有財産行政におけるPRE戦略
財政制度等審議会第9回総会	平成23年1月17日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第15回国有財産分科会	平成23年1月17日	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 事務局からの説明事項 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第16回国有財産分科会	平成23年6月28日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 国有財産行政の現状について (1) 東日本大震災への対応 (2) 国有財産の有効活用等（PRE戦略）についてのフォローアップ
財政制度等審議会第17回国有財産分科会	平成24年1月27日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産監査の結果について (2) 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第18回国有財産分科会	平成24年5月18日	政府保有JT株式の処分について (1) 日本たばこ産業株式会社株式を取り巻く状況 (2) 過去のJT株式の処分に係る審議会付議状況 (3) JT株式（「2分の1以上」⇒「3分の1超」）の処分方針 (4) JT株式の第4次売出しに係る主幹事証券会社審査要領
財政制度等審議会第19回国有財産分科会	平成24年9月11日	1. 国家公務員宿舎に係るコスト比較手法の見直しについて 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (2) 売却手法の検証・改善等の検討状況について (3) 平成23年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第10回総会	平成25年1月8日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第20回国有財産分科会	平成25年2月19日	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 事務局からの説明 「国家公務員宿舎の削減計画」（平成23年12月1日公表）に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて
財政制度等審議会第21回国有財産分科会	平成25年6月6日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (2) 平成24年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第22回国有財産分科会	平成26年2月4日	1. 分科会長代理の指名 2. 事務局からの説明 (1) 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて (2) 国家公務員宿舎使用料の見直しについて (3) 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第23回国有財産分科会	平成26年4月14日	1. 今後の分科会の進め方 2. 事務局からの説明 (1) 日本郵政株式を取り巻く状況 (2) 政府保有株式の売却について (3) 主幹事証券会社の選定基準 3. 日本郵政株式会社からのヒアリング
財政制度等審議会第24回国有財産分科会	平成26年4月24日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 証券市場関係者からのヒアリング (1) 日本証券業協会 (2) 野村證券株式会社 (3) 株式会社東京証券取引所
財政制度等審議会第25回国有財産分科会	平成26年5月15日	日本郵政株式会社の株式の処分について（案）
財政制度等審議会第26回国有財産分科会	平成26年6月5日	1. 日本郵政株式会社の株式の処分について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 事務局からの説明 (1) 最近の国有財産行政について (2) 平成25年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第27回国有財産分科会	平成26年8月4日 ～8月6日	日本郵政株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領
財政制度等審議会第11回総会	平成27年1月23日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第28回国有財産分科会	平成27年2月12日	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分について 5. 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて 6. 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第29回国有財産分科会	平成27年6月15日	1. 千代田区大手町二丁目に所在する国有財産の管理処分について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 平成26年度国有財産監査の結果について 4. 日本郵政株式会社の株式の処分に係る検討経緯について
財政制度等審議会第30回国有財産分科会	平成27年11月24日	1. 介護施設整備に係る国有地活用について 2. 事務局からの説明 (1) 日本郵政株式会社の株式上場について (2) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分について
財政制度等審議会第31回国有財産分科会	平成28年2月10日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて 3. 事務局からの説明 (1) 平成28年4月以降の国家公務員宿舎使用料の引上げについて (2) 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第32回国有財産分科会	平成28年5月17日	1. 熊本地震への対応について 2. 一億総活躍社会の実現に向けた国有地の有効活用について 3. 平成27年度国有財産監査の結果について 4. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）株式の売却について 5. 株主総会への対応について
財政制度等審議会第33回国有財産分科会	平成29年1月16日	最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第34回国有財産分科会	平成29年2月17日	1. 庁舎等使用調整計画等について 2. 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて 3. 普通財産を巡る状況について
財政制度等審議会第35回国有財産分科会	平成29年3月24日 平成29年3月27日 ～3月29日	庁舎等使用調整計画について
財政制度等審議会第12回総会	平成29年4月7日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第36回国有財産分科会	平成29年5月26日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 平成28年度国有財産監査の結果 5. 「国家公務員宿舎の削減計画」等の実施状況等について
財政制度等審議会第37回国有財産分科会	平成29年12月11日	1. 最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえた、今後の国有財産の管理処分のあり方について（諮問） 2. 国有財産行政の最近のトピックス 3. 国家公務員宿舎使用料引上げの概要 4. 株主議決権行使について
財政制度等審議会国有財産分科会第1回ワーキングチーム	平成29年12月15日	1. ワーキングチームの運営方針 2. 普通財産の管理処分の適正性の向上
財政制度等審議会国有財産分科会第2回ワーキングチーム	平成30年1月10日	普通財産の管理処分の適正性の向上
財政制度等審議会第38回国有財産分科会	平成30年1月19日	1. 公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の具体的な見直しについて 2. 庁舎等使用調整計画について
財政制度等審議会第39回国有財産分科会	平成30年3月27日	庁舎等使用調整計画について
財政制度等審議会第40回国有財産分科会	平成30年4月12日	1. 森友学園への国有地売却に関する決裁文書について 2. 国有財産の管理処分手続き等の見直しに係る通達等の改正について
財政制度等審議会第41回国有財産分科会	平成30年7月4日	1. 森友学園への国有地売却に関する調査報告書等について 2. 処分価格等の明確化について 3. 平成29年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第42回国有財産分科会	平成30年7月19日 ～7月20日	庁舎等使用調整計画について
財政制度等審議会第43回国有財産分科会	平成30年9月28日	今後の国有財産の管理処分のあり方について
財政制度等審議会国有財産分科会第3回ワーキングチーム	平成30年10月22日	普通財産に関する課題について（有効活用の更なる推進）
財政制度等審議会国有財産分科会第4回ワーキングチーム	平成30年11月28日	普通財産に関する課題について（引き取り手のない不動産への対応）
財政制度等審議会第44回国有財産分科会	平成30年12月21日	1. 会計検査院のその後の検査について 2. 普通財産に関する課題について
財政制度等審議会国有財産分科会第5回ワーキングチーム	平成31年1月24日	行政財産に関する課題について（国家公務員宿舎に関する今後の対応）

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会国有財産分科会第6回ワーキングチーム	平成31年2月22日	行政財産に関する課題について 1. 国家公務員宿舎に関する今後の対応 2. 庁舎需要等への対応 3. 行政財産の有効活用
財政制度等審議会第45回国有財産分科会	平成31年3月28日	1. 行政財産に関する課題について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 所有者不明土地問題の検討状況について
財政制度等審議会第13回総会	平成31年4月4日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第46回国有財産分科会	令和元年5月22日	1. 分科会長の互選について 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針について 4. 今後の国有財産の管理処分のある方について 5. 平成30年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第47回国有財産分科会	令和元年6月14日	1. 今後の国有財産の管理処分のある方について－国有財産の最適利用に向けて－（答申） 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 四谷再開発建物の権利床の入居官署について 4. 第三者チェックの実施状況について
財政制度等審議会第48回国有財産分科会	令和2年3月2日	1. 「最適利用」答申等のフォローアップについて 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 所有者不明土地等に関する検討状況について
財政制度等審議会第49回国有財産分科会	令和2年6月8日 ～6月12日	1. 「最適利用」答申等のフォローアップについて 2. 介護施設整備に係る貸付料減額措置の延長について 3. 国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限を延長する制度の創設等について 4. 令和元年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第50回国有財産分科会	令和3年3月17日	1. 未利用国有地の管理処分の多様化について 2. 経済対策等における新たな国有財産の活用について 3. 行政財産に係る有識者勉強会の開催について
財政制度等審議会第51回国有財産分科会	令和3年6月2日	1. 分科会長の互選について 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針について 4. 庁舎等使用調整計画について 5. 行政財産に係る取組みについて 6. 令和2年度国有財産監査の結果について 7. 第三者チェックの実施状況について

国有財産地方審議会は、財務局長又は沖縄総合事務局長の諮問に応じ、国有財産の具体的な管理処分について調査審議し、これらの事項について財務局長等に意見を述べるができることとされており、令和2年度は10回開催されている（参考資料2参照）。

第8 国有財産の監査

1. 監査の概要

財務大臣は、国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため、各省各庁の長が所管する国有財産について実地監査をすることができる（国有財産法第10条ほか）。

これは、国有財産の管理及び処分に関する事務を統一し、その適正化や効率化を図る等のために財務大臣が行う国有財産に係る総括事務の一つであり、能動的な事務である。

2. 監査事務

(1) 平成23年度以降の監査について

国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から

現地における深度ある監査へと運用を改めることとした。

(2) 令和3年度の監査方針

イ 令和3年度監査の基本方針

令和3年度においては、①庁舎等及び宿舎の公用財産、②各省各庁所管の普通財産の監査の順に事務量を重点的に配分することとし、実効性の高い監査を実施する。

ロ 重点対象に係る監査の目的等

(イ) 庁舎等及び宿舎の公用財産

・一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態

A 監査の目的

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態を把握し、省庁横断的な使用調整等により有効活用を促進し、国有財産の最適利用を図る。

B 対象財産

同一地域内に所在する又は相互に業務関連性を有する機関が管理又は使用する庁舎等を複数選定。

・研修教育施設等の使用実態

A 監査の目的

使用実態を把握し、省庁横断的な使用調整等により、国有財産の有効活用の促進を図る。

B 対象財産

研修教育施設、宿泊等施設、会議施設及び運動施設。

・庁舎等及び宿舍の保全状況

A 監査の目的

社会資本ストックである既存の庁舎等及び宿舍については、維持管理状況を把握し、建物の長寿化、効率的維持管理の促進を図る。

B 対象財産

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態の監査の対象財産から選定。

(ロ) 各省各庁所管の普通財産

A 監査の目的

未利用国有地等の有効活用を促進するため、処理の進捗状況を把握し、管理処分 の適正化を図ることを目的とする。また、国有財産を総括する立場から、管理処分手法に関する知見等について各省各庁へ必要かつ適切な助言をしつつ、地域や社会のニーズの

変化・多様化にも対応した有効活用の促進を図る。

B 対象財産

特別会計（財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定を除く。）所屬及び一般会計所属の普通財産のうち次の財産から、対象を選定。

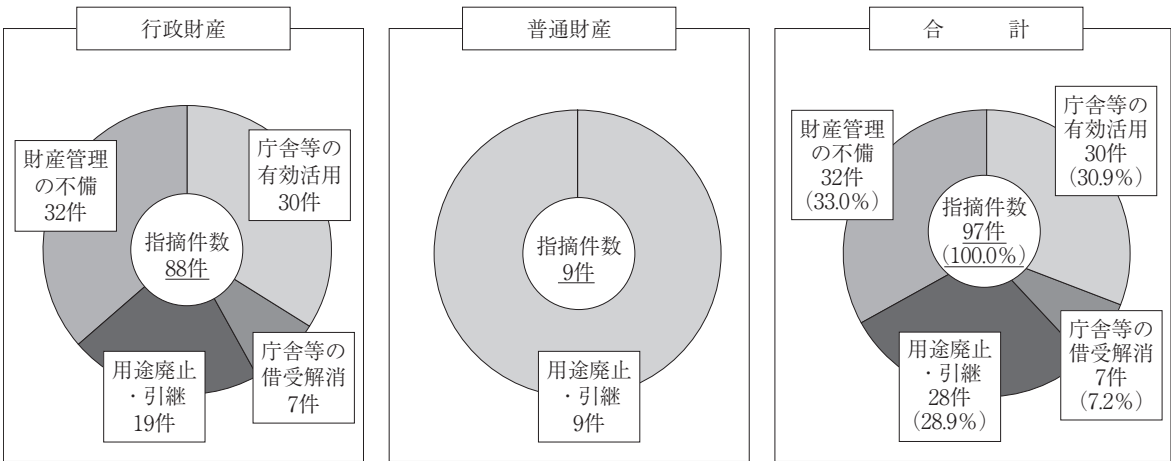
- a 特別会計の廃止に伴い一般会計化された旧特別会計所属普通財産で、財務局等に引き継ぐこととされた財産
- b 上記 a のほか、有効活用の促進の観点から監査の実施が有効であると認められる①未利用国有地に分類される財産、②未利用国有地以外に分類される財産（市街地に所在するもの）

(3) 令和2年度の監査結果等について

イ 国有財産監査の結果

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の

第32表 令和2年度国有財産監査の結果（指摘内容別）



指摘内容	行政財産	普通財産	合 計	
	件数 (件)	件数 (件)	件数 (件)	割合 (%)
庁舎等の有効活用	30 (41)	0 (0)	30 (41)	30.9 (34.2)
庁舎等の借受解消	7 (27)	0 (0)	7 (27)	7.2 (22.5)
用途廃止・引継	19 (15)	9 (14)	28 (29)	28.9 (24.2)
財産管理の不備	32 (20)	0 (3)	32 (23)	33.0 (19.2)
合 計	88 (103)	9 (17)	97 (120)	100.0 (100.0)

(注) 1. 各欄の () 書きは、令和元年度監査結果の件数、割合である。
2. 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがある。

第33表 令和2年度各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況

(単位 件、千㎡、億円)

区 分	前年度末の保有財産	年度内の変動状況			令和2年度末の保有財産
		新規発生	処分等 (注1)	その他 (注2)	
件 数	890	78	△67	△ 22	879
面 積	3,293	255	△132	△ 17	3,399
台 帳 価 格	291	23	△15	1	300

(注1)「処分等」とは、売却のほか、財務局等へ引継等の事由によるものを計上している。
(注2)「その他」とは、管理態様変更、口座分割・統合、国有財産台帳価格改定、実測等の事由によるものを計上している。
(注3)面積及び価格は、単位未満を切り捨てているため、計において一致しないことがある。

第34表 国有財産に関する情報提供の現状

(1) 公表・報告

区 分 (根拠法令)	公表方法等	主な情報内容	公表等(予定)
国有財産増減及び現在額総計算書, 説明書 (国有財産法第34条)	国会(報告), 財務省ホームページ	区分(土地, 建物等)毎の数量, 価格	年1回 11月
国有財産無償貸付状況総計算書, 説明書 (国有財産法第37条)	国会(報告), 財務省ホームページ	区分(土地, 建物等)毎の数量, 価格	年1回 11月
国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調査(財政法第28条)	国会(提出)	区分(土地, 建物等)毎の数量, 価格	年1回 1月
国有財産の現在高 (財政法第46条)	官報・財務省ホームページ	区分(土地, 建物等)毎の数量, 価格	年1回 4月

(2) 情報提供(PR)

①定期刊行物

区 分	主な情報内容	公表等(予定)
財政金融統計月報「国有財産特集」	国有財産の概要, 国有財産の現在額及び増減額, 政府出資法人の状況, 行政財産統計, 普通財産統計	年1回 3月

②財務省ホームページ(「国有財産」のページ)

区 分		主な情報内容	公表等(予定)
国有財産の概要		国有財産の現在額, 国有財産監査の結果, 普通財産（未利用国有地）の状況, 国有財産の売却情報（各財務局等のホームページへリンク）	随時
国有財産の一覧	国有特許権等一件別情報	国に帰属している知的財産権（特許権, 著作権, 商標権, 意匠権, 実用新案権）の登録番号, 名称, 存続期間	年 1 回 11月
	政府保有株式	政府保有株式の概要, 政府保有株式の売出し	随時
国有財産トピックス		国有財産に関するトピックス, 各種報道発表資料	随時
関連資料・データ		国有財産統計, 国有財産に関する国会報告	随時
審議会・研究会等		財政制度等審議会国有財産分科会等の答申・報告書等, 報道発表, 議事要旨	随時
出版物等	国有財産レポート	国有財産の概要	年 1 回 7 月
	パンフレット「地域に貢献する国有財産行政」	地域に密着した国有財産の活用事例（各財務局等のホームページへリンク）	年 1 回 7 月
	財政金融統計月報「国有財産特集」	国有財産の概要, 国有財産の現在額及び増減額, 政府出資法人の状況, 行政財産統計, 普通財産統計（財務総合政策研究所のホームページへリンク）	年 1 回 5 月
	国有財産関係法令・通達	国有財産に関する訓令, 通達	随時

③国有財産情報公開システム

区 分		主な情報内容	公表等(予定)
国有財産を「買う」	国有財産の売却情報	全国の財務局等が一般競争入札を行っている物件、即購入が可能な物件の所在地、数量、法令上の制限、交通機関、最寄駅（各財務局等のホームページへリンク）	随時
	その他の売却情報	地方公共団体所有の公有財産や各省庁所有の国有財産の売却情報（各財務局等のホームページへリンク）	随時
	国有財産物件情報メールマガジン	全国の財務局等が行っている入札物件及びその開札結果、公用・公共用の取得等要望の受付に関する情報、一時貸付に関する情報、事業用定期借地に関する情報、その他国有財産に関するお知らせ	随時
国有財産を「調べる」	国有財産一件別情報	全国にある国有財産の一件別の所在地、数量、価格、用途地域や容積率等の法令上の制限及び地図情報	年 1 回 11月
国有財産を「借りる」	貸付可能物件情報	全国の財務局等における事業用定期借地による貸付や暫定活用（一時貸付）が可能な物件の所在地、数量（各財務局等のホームページへリンク）	随時

財務局等所在地、電話番号及びホームページアドレス

財務本省、財務局等名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	ホームページアドレス
財務本省	100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4111	https://www.mof.go.jp/
北海道財務局	060-8579	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311	http://hokkaido.mof.go.jp/
東北財務局	980-8436	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111	http://tohoku.mof.go.jp/
関東財務局	330-9716	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-1111	http://kantou.mof.go.jp/
北陸財務局	921-8508	石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7860	http://hokuriku.mof.go.jp/
東海財務局	460-8521	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	052-951-1772	http://tokai.mof.go.jp/
近畿財務局	540-8550	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館	06-6949-6390	http://kinki.mof.go.jp/
中国財務局	730-8520	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-221-9221	http://chugoku.mof.go.jp/
四国財務局	760-8550	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087-811-7780	http://shikoku.mof.go.jp/
九州財務局	860-8585	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	096-353-6351	http://kyusyu.mof.go.jp/
福岡財務支局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-411-5095	http://fukuoka.mof.go.jp/
沖縄総合事務局財務部	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0091	http://www.ogb.go.jp/zaimu

財務局等を設置していない都府県には財務事務所を設置している。

影響を受けつつも、全国で412件の監査を実施し、そのうち97件（23.5%）について問題点を指摘した。

主な内容は以下のとおり。

(イ) 行政財産

監査の結果、庁舎等に確認された余剰スペースについて、非効率使用の改善を図るため、近隣庁舎の借受解消、用途廃止及び当該庁舎に入居する官署の移転を求めた。

(ロ) 普通財産

特別会計の廃止に伴い一般会計化された旧特別会計所属普通財産で、財務局等に引き継ぐこととされた財産のうち、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないものについて、速やかな財務局等への引継ぎを求めた。

□ 各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況

各省各庁が所管する普通財産のうち未利用国有地について、令和2年度中の財産の発生状況及び処分等処理の進捗状況を把握し、各省各庁に対して処理の促進を要請するフォローアップを実施した。

(注1)「令和2年度国有財産監査の結果」については、第32表を参照。

(注2)「令和2年度各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況」については、第33表を参照。

(注3) 令和2年度の監査結果等については、財務省のホームページで公表している。

- ・ 令和2年度国有財産監査の結果（アドレス：
https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/result/fy2020/index.html）
- ・ 令和2年度各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況（アドレス：https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/property_audit/utilized_by_ministry/fy2020/index.htm）

第9 国有財産に関する情報提供

財政のストックを国民に明らかにする観点から、土地をはじめとする国有財産について、法令に基づく各種報告のみならず出版物等を通じて情報提供を行っている。国有財産に関する情報については、積極的な情報の公開・発信とともに、情報提供の内容の充実や財務省ウェブサイト等の利便性向上に努めることとしている。

現在、国有財産に関して提供している情報は第34表のとおりである。

1. 法令に基づく報告

毎年度、国有財産法第34条及び第37条に基づき、国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書を会計検査院の検査を経たうえで国会に報告している。

また、財政法第28条に基づき、予算の参考書類として、国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書を国会に

第35表 未利用国有地の処分等結果

(単位 件, 千㎡, 億円)

状況 区分	前年度末現在の 保有財産			年度内の変動状況（注１）									令和２年度末時点 の保有財産			
				新たに未利用国有 地とした財産			処分等した財産			変更等による増減 （注３）						
	件数	面積	台帳 価格	件数	面積	台帳 価格	件数	面積	台帳 価格	件数	面積	台帳 価格	件数	面積	台帳 価格	
地方公共団体 等利用財産	242	2,493	1,740	42	101	610	57	171	134	25	50	100	252	2,473	2,316	
処分対象財産 （注２）	(1,166) 2,680	(3,505) 5,459	(1,057) 1,626		137	172	100	244	406	192	44	△249	△15	(1,166) 2,617	(3,290) 4,975	(1,132) 1,518
合 計	2,922	7,952	3,366	179	274	711	301	578	327	69	△198	84	2,869	7,449	3,834	
うち売却し た財産（注 ４）							264	411	111							

(注) 1. 財務省が所管する一般会計所属普通財産のうち未利用国有地について、令和2年度の処理実績を取りまとめたものである。
2. 「処分対象財産」とは、一般競争入札等により処分する予定の財産である。
なお、上段()内書きは、境界等係争中の財産、接面道路が建築基準法の基準に満たない財産、土地区画整理事業の施行区域内に所在する財産など処
分が困難な財産である。
3. 「変更等による増減」とは、区分の変更、実測、国有財産台帳価格改定などによる増減である。
4. 「うち売却した財産」の売却額は、171億円である。
5. 面積及び価格は、単位未満を切り捨てているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第36表 未利用国有地の保有件数等の内訳

(単位 件, 億円)

区 分		国 利 用		国 利 用 以 外										合 計		物 納 構 成 比	
				地方公共団体等利用		入札未実施		売 残		処分困難							
		件数	台帳 価 格	件数	台帳 価 格	件数	台帳 価 格	件数	台帳 価 格	件数	台帳 価 格	件数	台帳 価 格	件数	台帳 価 格	件数	台帳 価 格
全 国	全 体	45	766	2,824	3,068	207	1,549	433	216	1,018	169	1,166	1,132	2,869	3,834		
	うち物納	4	3	1,136	400	4	1	146	42	407	76	579	280	1,140	404	39.7%	10.5%
	対 合 計 比	1.5%	19.9%	98.4%	80.0%	7.2%	40.4%	15.0%	5.6%	35.4%	4.4%	40.6%	29.5%	100.0%	100.0%		

(注) 1. 各計数は、令和2年度末現在である。
2. 価格は単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

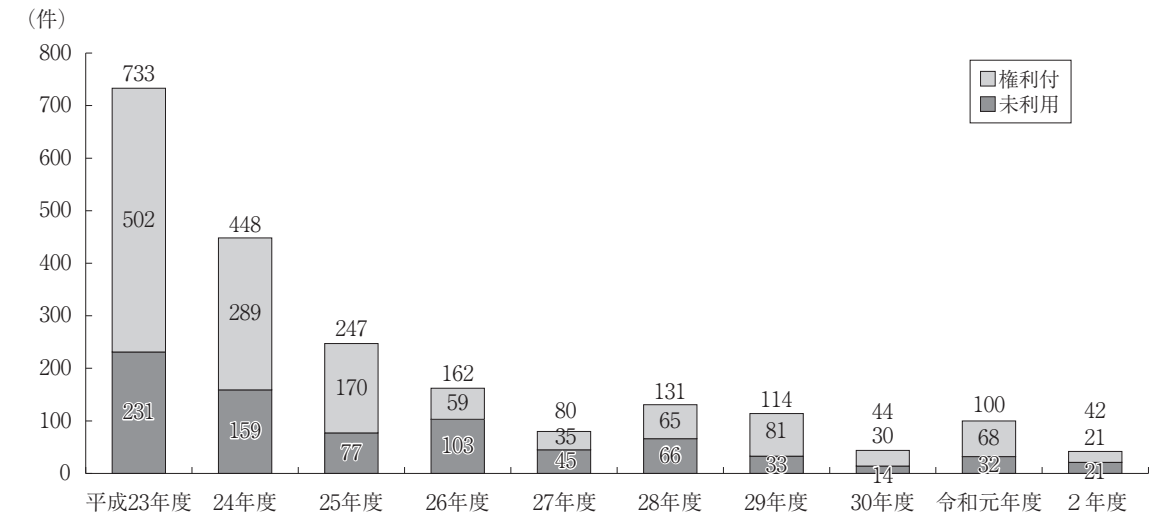
第37表 物納不動産(土地)の引受状況の推移

(単位 件, 千㎡, 億円)

年 度		平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
未 利 用	件 数	231	159	77	103	45	66	33	14	32	21
	数 量	221	161	102	112	37	94	35	18	31	18
	台帳価格	109	54	29	38	18	26	9	7	11	4
権 利 付	件 数	502	289	170	59	35	65	81	30	68	21
	数 量	82	35	26	14	5	6	13	5	9	3
	台帳価格	70	41	22	9	6	5	12	5	11	4

(注) 1. 権利付とは、借地契約・借家契約の対象となっているものである。
2. 件数は、財務局における管理上の件数である。
3. 数量及び価格は、単位未満を四捨五入している。

第37表 参 考



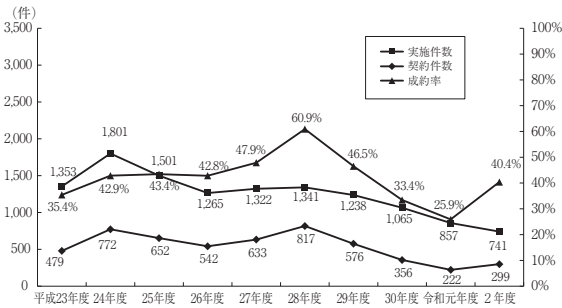
第38表 未利用国有地の入札実施状況（一般会計）

(単位 件, 億円, %)

実施 年度	一 般 競 争 入 札			成約率
	実施件数	契約件数	契約金額	
平成23	(701) 1,353	(310) 479	(143) 268	35.4
24	(877) 1,801	(401) 772	(189) 499	42.9
25	(670) 1,501	(296) 652	(114) 777	43.4
26	(540) 1,265	(242) 542	(86) 829	42.8
27	(504) 1,322	(231) 633	(111) 557	47.9
28	(257) 1,341	(121) 817	(61) 1,311	60.9
29	(436) 1,238	(195) 576	(111) 325	46.5
30	(376) 1,065	(122) 356	(36) 113	33.4
令和元	(312) 857	(80) 222	(14) 126	25.9
2	(215) 741	(87) 299	(33) 108	40.4

(注) 1. 各年度に一般競争入札を実施したもの（不落随契で売却したものを含む。）の契約状況であり、翌年度に契約したものも含まれる。
2. 金額は、単位未満を四捨五入している。
3. 上段（ ）内書は物納財産である。
4. 未利用国有地以外の財産について入札を実施したものを含む。

第38表 参 考



第39表 権利付財産の売却状況（土地）

(単位 件, 億円)

年 度	全 体		うち物納	
	件 数	金 額	件 数	金 額
平成23	1,064	169	857	142
24	943	161	788	122
25	1,013	174	802	140
26	853	183	661	116
27	786	116	611	99
28	658	109	511	84
29	628	143	492	87
30	620	90	491	72
令和元	551	86	436	72
2	398	62	298	56

(注) 金額は、単位未満を四捨五入している。

第40表 これまでの管理処分手法の多様化等の取組み

実施年度	取 組 み 内 容
平成6年度	○価格公示売却制度の創設 対象：小規模な物納財産（土地300㎡、建物200㎡以下）
平成7年度	○レインズ登録による売却制度の導入 対象：一般競争入札で不落・不調物件等
平成11年度	○郵送による期間入札制度の導入
平成12年度	○SPC法に基づく証券化条件付入札の実施 対象：未利用地6物件、権利付財産8物件 ○媒介型入札の導入
平成13年度	○地区計画活用型一般競争入札を初めて実施
平成14年度	○処分型信託の導入 現状のままで売却が難しい未利用国有地について、造成工事等により付加価値を高めて分譲を実現する信託 ○最低売却価格公表入札制度の導入 対象：1,000㎡以下の物納不動産 (注) この制度導入に伴い、価格公示売却制度は廃止
平成15年度	○最低売却価格公表入札制度に係る面積制限の撤廃
平成18年度	○売却を容易にするための交換制度の導入 対象：売却困難財産のうち立地条件が劣る不整形地等及び権利付財産のうち借地権の対象となっている土地 ○電子入札制度の導入 … 対象：期間入札
平成20年度	○二段階一般競争入札の導入 ○瑕疵等明示売却の導入 ○権利付財産の一般競争入札等の導入
平成21年度	○管理処分型信託（権利付財産）の実施
平成22年度	○定期借地権を利用した貸付の導入 ・社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体向けの貸付（地方公共団体からの転貸を含む） ・社会福祉施設の整備を目的とした社会福祉法人への貸付 ○交換の運用拡大 相手方が地方公共団体の場合は国有財産の利用状況等から地方公共団体に処分が限定されるときは国に必要性がなくとも交換できるよう運用拡大を行った。
平成23年度	○定期借地権を利用した貸付の対象拡大 売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地制度の導入
平成24年度	○最低売却価格公表入札制度の改正 対象：物納不動産に限らず、すべての不動産について最低売却価格を公表
平成26年度	○「国有財産物件情報メールマガジン」配信サービスを開始 国有地の売却等に関する更新情報や国有地取得に関する架空話の注意喚起情報を配信
平成29年度	○公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の見直し すべての公共随契による処分等における契約金額の公表・見積り合せの実施、売払い前提貸付制度の廃止等
令和元年度	○国有財産の更なる有効活用 有用性が高く希少な国有地については、将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し（留保財産）、定期借地権による貸付を行うことで最適利用を図ることとした。 ○「全国版空き家・空き地バンク」への情報掲載を開始 民間の不動産情報サイトに、国有財産に係る入札情報及び先着順受付情報を掲載 ○宅地建物取引業者による媒介を活用した売却制度の導入

第41表 土地信託の実施件数

(単位 件、ha)

信託の種類	実施財務局	契約年度	件 数	面 積
処 分 型	関東財務局	14年度	309	45
		15年度	280	41
		16年度	308	41
		17年度	153	12
		18年度	46	11
	近畿財務局	16年度	72	16
管理処分型	関東財務局	21年度	240	14
		27年度	486	18
累 計			1,894	197

(注) 面積は、単位未満を四捨五入しているため、累計の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第42表 社会福祉分野での国有財産の活用実績

(契約件数実績)

	＜社会福祉分野における国有地の活用＞ (平成22年8月～令和3年3月)	
	定期借地	売却
保 育 関 係	71 件	84 件
介 護 関 係	64 件	53 件
障害者関係	8 件	41 件
医 療 関 係	1 件	13 件
合 計	144 件	191 件

(令和3年3月31日時点)

提出し、さらに同法第46条に基づき、国有財産の現在高について国民への報告を行っている。

2. 情報提供

- (1) 財務省のホームページ（アドレス：<https://www.mof.go.jp/>）に国有財産の項目を設け、最新の国有財産行政を反映した「国有財産レポート」や国有財産の現在額等の各種統計資料を掲載している。「国有財産の売却情報」では、全国の財務局等のホームページへのリンクにより、国有財産の入札、処分結果等の情報提供を行っており、その他にも「国有財産に関する国会報告」、「国有財産関係法令・通達」などを公開している。
- (2) 国有財産情報公開システム（アドレス：<https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/>）において国有財産に関する情報を、①「買う」、②「調べる」、③「借りる」に区分し、掲載している。

また、国有財産の売却等に関する情報をタイムリーに配信するために、「国有財産物件情報メールマガジン」の登録を受け付けている。

- ① 国有財産を「買う」
全国の財務局等における国有財産の売却情報等のリンク先を掲載している。
- ② 国有財産を「調べる」
全国にある国有財産について一件別に所在地、数量、価格のほか、用途地域や容積率等の法令上の制限、利用容積率、地図情報等を掲載している。
- ③ 国有財産を「借りる」
全国の財務局等における事業用定期借地による貸付や暫定活用（一時貸付）が可能な物件の情報を掲載している。

第10 未利用国有地の有効活用と権利付財産の売却

1. 未利用国有地及び権利付財産の引受・保有・売却状況
- (1) 未利用国有地の保有状況
令和2年度末現在の未利用国有地は、2,869件、台帳価格

3,834億円である。

なお、未利用国有地の処分等結果については財務省のホームページ（アドレス：https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/property_audit/non_utilized_land/fy2020/index.htm）等で公表している。

（注1）未利用国有地の処分等結果については第35表を、令和2年度末現在の保有状況については第36表を参照。

（注2）平成23年度からの物納不動産（土地）の引受状況の推移は第37表のとおりである。

（2）未利用国有地及び権利付財産の売却状況

令和2年度までの未利用国有地の入札実施状況は第38表のとおりである。令和2年度においては、約740件の一般競争入札を実施し、このうち約300件が成約に至っている。

令和3年度においては、令和2年度末時点において地方公共団体等から取得等要望のなかった未利用国有地のほか、境界未確定地等の売却が直ちに困難な未利用国有地についても入札に付すように努め、約590件の一般競争入札を実施することとしている。

また、借地人等権利者がいる権利付財産の売却状況は第39表のとおりである。

2. 多様な管理処分手法の導入

未利用国有地については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくこととし、個々の土地の特性に応じた多様な手段を選択できるよう管理処分手法の多様化を図っている。なお、これまでの取組みは第40表のとおりである。

（1）未利用国有地の処分手法

イ 未利用国有地の一般競争入札に当たって、物納不動産（土地）については、税外収入確保の観点から、更なる売却促進を図ることを目的として、平成14年度に最低売却価格（予定価格）を公表した入札制度を導入した。

また、平成24年11月に東日本大震災の復興財源の確保及び行政改革を推進する観点から、物納不動産（土地）に限らず、すべての不動産について最低売却価格（予定価格）を公表する制度改正を行い、更なる売却促進を図ることとした。

なお、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を受け、有用性が高く希少な国有地については、将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し（留保財産）、定期借地権による貸付を行うことで最適利用を図ることとしており、令和3年10月末時点において60件が留保財産に選定されている。

ロ 平成14年度には、現状では売却が難しい財産について、分筆、造成、ライフライン整備等の工事を行うことにより、付加価値を高めた上で売却する処分型信託の手法も導入した。その実績は第41表のとおりである。

ハ なお、こうした取組みのほか、まちづくりに配慮した土地利用を行う観点から、平成13年度に地区計画活用型一般競争入札を初めて実施し、平成20年度に二段階一般競争入札を導入した。

（注1）地区計画活用型一般競争入札とは、地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が地区計画等の都市計画決定を行った上で行う一般競争入札。

従前より東京都中野区の警察大学校等跡地など、地方公共団体と協議を行い、地区計画を活用し一般競争入札を実施している。

（注2）二段階一般競争入札とは、土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う一般競争入札。

なお、広島県広島市の二葉の里地区においては、財務局主体で地方公共団体等との協議会を立ち上げ、資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現することを目的として開発条件等を策定し、二段階一般競争入札を実施している。

（2）権利付財産の処分手法

権利付財産については、権利者に対する買受勧奨を行うことにより権利者への売却を行ってきたが、こうした取組みのほか、平成18年度には借地権と底地権の交換、平成20年度には第三者に対する権利者との同時売却といった新たな処分手法を採り入れた。

更に、平成21年度には、主に物納不動産で借地権の付着した財産について、信託受託者が財産管理業務とあわせて権利者に対する底地の売却を行う管理処分型信託を導入した。

3. その他の管理処分手法

（1）平成22年8月に、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、保育・介護など人々の安心につながる分野での未利用国有地の積極的活用を図るため、定期借地制度を利用した地方公共団体への貸付制度を導入。

制度導入後、更なる有効活用を図るため、救急医療など地域医療のための施設整備や社会福祉法人に対する直接貸付などの拡大を行った。

また、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を受け、留保財産に選定された財産については、公用・公共優先の原則を基本としつつ、多様化した地域・社会のニーズに対応するため、用途を限定せず、保育・介護など以外の公的施設、公的施設と民間施設の複合施設や民間施設への貸付けを可能とした。

留保財産以外の財産については、保育・介護などの施設整備を一層促進するよう、当該施設を一定程度含む複合施設への貸付けを可能とした。

（注）令和3年3月末までに、地方公共団体等との間で、144ヶ所の国有地を保育所等の社会福祉施設等として貸

付契約を締結した。(第42表)

(参考) 介護施設整備に係る国有地活用

「介護離職ゼロ」の実現に向け、用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用などにより、介護施設等整備を促進することとされた。(「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日))

これを受け、都市部等における介護施設整備の加速化に資するよう、以下のとおり、定期借地権による減額貸付(貸付始期から10年間、5割を限度)等を実施し、国有地の更なる活用を図ることとしている。

対象期間：平成28年1月1日から令和8年3月31日までの間に貸付相手方を決定した定期借地権による貸付契約

対象地域：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県

対象施設：特別養護老人ホーム等の施設及びこれに併設される通所施設等

(2) 税外収入の確保や管理コストの軽減の観点から、平成24年3月、売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地制度を利用した貸付けが行えるよう制度の整備を行った。

また、令和3年6月には、一般競争入札にかけても売却に至らなかった財産等について、国有財産法等における優遇措置を是正(※)することなく、全て適用できるようにすることにより、管理コストを低減しつつ、地方公共団体等の公的利用を促し、地域貢献に寄与することが可能となるよう制度の整備を行った。

(※) 国有財産法等において、地方公共団体等に対して一定の公共施設の用途に供するため国有財産を処分する場合には、優遇措置(譲与、無償貸付等)を適用できる規定があるが、昭和47年以降、国の厳しい財政事情等を鑑み、一部分又は全部の面積について、優遇措置を適用しない取扱い(優遇措置の是正)を行っている。

第11 政府保有株式の売却状況

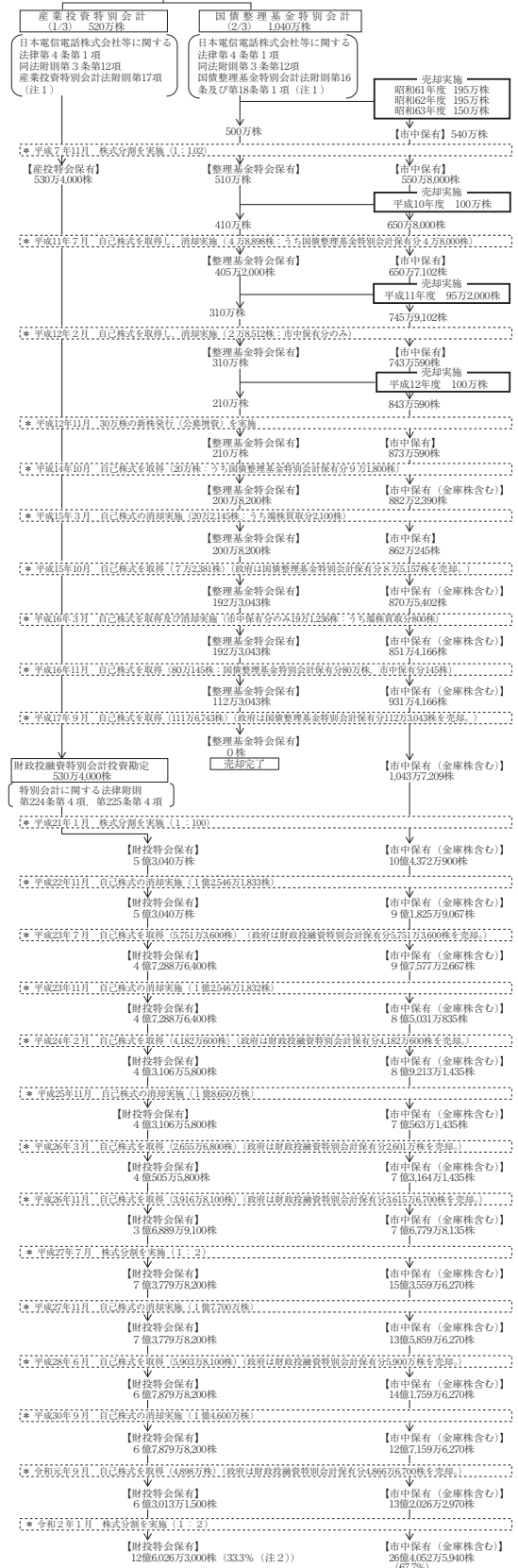
1. NTT株式

昭和60年4月、日本電信電話株式会社法(平成9年6月の法律改正により「日本電信電話株式会社等に関する法律」(昭和59年法律第85号)(以下「NTT法」という。))により、旧電電公社が民営化され日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)が発足し、同時に、同社の発行済株式総数1,560万株(資本金7,800億円、額面5万円)のすべてが政府の保有となった。

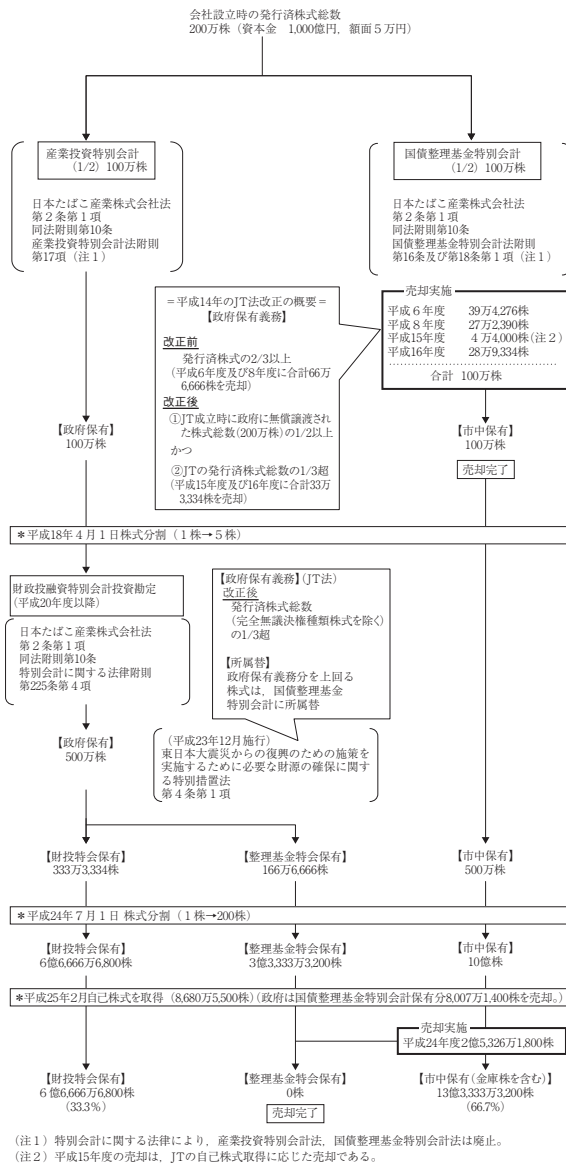
NTT株式については、NTT法上、政府に3分の1以上の保有義務が課せられており、全体の3分の1に当たる株式(520万株)については財政投融資特別会計投資勘定(※1)

第43表 NTT株式の概況

会社設立時の発行済株式総数1,560万株(資本金7,800億円、額面5万円)



第44表 JT株式の概況

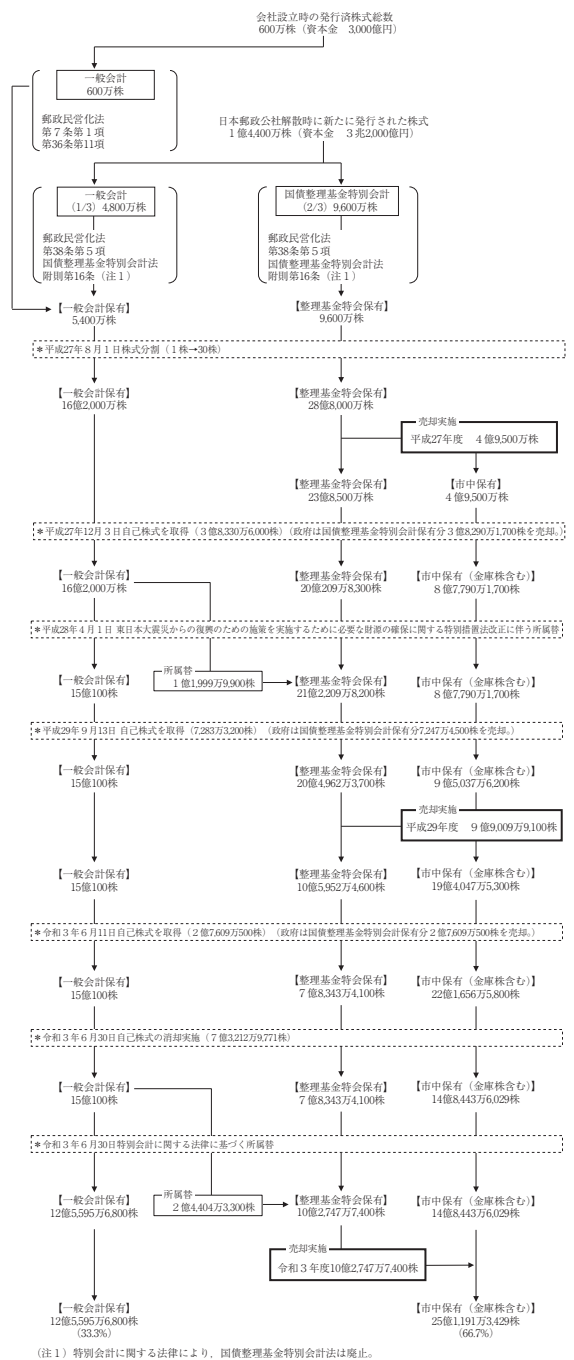


に帰属させ、残りの3分の2に当たる株式（1,040万株）については国債整理基金特別会計に帰属させることとし、売却収入を国債償還財源に充てることとした。

国債整理基金特別会計所属の株式については、昭和61年度、62年度に各195万株、63年度150万株、平成10年度、11年度、12年度に各100万株、14年度9万1,800株、15年度8万5,157株、16年度80万株、17年度112万3,043株を売却してきた結果、すべて売却が完了した。

財政投融資特別会計投資勘定所属の株式については、平成22年11月にNTTが自己株式消却を行い、政府保有義務分に5,751万3,644株の超過が生じたことから、政府は、平成23年7月にNTTによる自己株式取得に応じて売却を行った。その後同様に、平成23年11月のNTTによる自己株式消却に

第45表 日本郵政株式の概況



伴って生じた政府保有義務分の4,182万655株の超過に対し、政府は、平成24年2月にNTTによる自己株式取得に応じて売却し、平成25年11月のNTTによる自己株式消却に伴って生じた政府保有義務分の6,216万6,721株の超過に対し、政府は、平成26年3月及び11月にNTTによる自己株式取得に応じて売却し、平成27年11月のNTTによる自己株式消却に伴って生じた政府保有義務分の5,900万43株の超過に対し、

政府は、平成28年6月にNTTによる自己株式取得に応じて売却し、平成30年9月のNTTによる自己株式消却に伴って生じた政府保有義務分の4,866万6,710株の超過に対し、政府は、令和元年9月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。この結果、現在の株式数は12億6,026万3,000株となっている（第43表参照）。

※1 NTT株式は産業投資特別会計に所属していたが、平成20年度に、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）により、産業投資特別会計は、財政投融资特別会計投資勘定となった。

※2 株式分割（平成7年11月に1株を1.02株、平成21年1月に1株を100株、平成27年7月に1株を2株、令和2年1月に1株を2株）を実施している。

2. JT株式

昭和60年4月、日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）（以下「JT法」という。）により、旧日本専売公社が民営化され日本たばこ産業株式会社（以下「JT」という。）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数200万株（資本金1,000億円、額面5万円）のすべてが政府の保有となった。

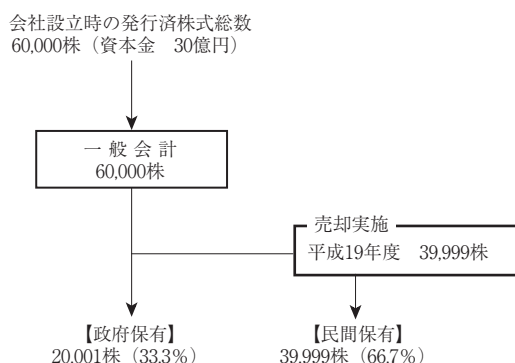
JT株式については、当初、JT法において、政府にJT設立時の株式総数の2分の1以上かつ発行済株式総数の3分の1超の保有義務が課せられていたため、JT設立時の株式総数の2分の1に当たる株式（100万株）については財政投融资特別会計投資勘定に帰属させ、残りの2分の1に当たる株式（100万株）については国債整理基金特別会計に帰属させることとし、売却収入を国債償還財源に充てることとした。

JT設立時の経過措置（JT法附則第18条）として、政府に当分の間発行済株式総数の3分の2以上の保有義務が課せられていたことから、国債整理基金特別会計所属の株式のうち、平成6年度39万4,276株、8年度27万2,390株を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の3分の1）が完了）。その後、平成14年4月にJT法の一部改正により上記経過措置が廃止されたことに伴い、新たに33万3,334株が売却可能となり、平成15年度4万4,000株、16年度28万9,334株を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の2分の1）が完了）。

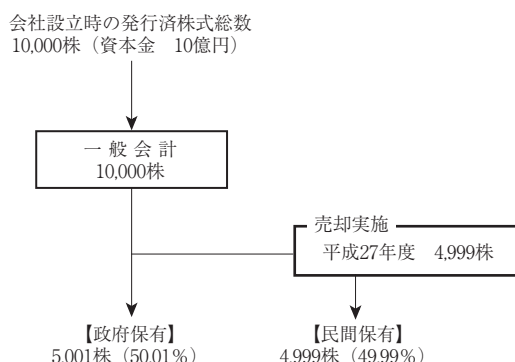
平成23年12月、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）（JT法改正を含む。）の施行により、政府保有義務は発行済株式総数の3分の1超となるとともに、財政投融资特別会計投資勘定に所属している500万株（株式分割（平成18年4月に1株を5株）を実施）のうち、166万6,666株を国債整理基金特別会計に所属替えし、売却収入を復興債償還財源に充てることとした。

国債整理基金特別会計所属の株式については、平成24年度に3億3,333万3,200株（株式分割（平成24年7月に1株を200株）を実施）を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の3分の1超）が完了）。

第46表 日本アルコール産業株式の概況



第47表 NACCSセンター株式の概況



なお、所属替後の株式分割実施（平成24年7月に1株を200株）により、財政投融资特別会計投資勘定の株式については6億6,666万6,800株となっている（第44表参照）。

3. 日本郵政株式

平成18年1月、郵政民営化法（平成17年法律第97号）の規定により、日本郵政公社（以下「公社」という。）が日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）を設立し、同時に日本郵政の発行済株式総数600万株（資本金3,000億円）のすべてが政府の保有となった。

また、平成19年10月の公社解散時には、資産債務の承継の見返りとして交付された日本郵政株式1億4,400万株のすべてが政府の保有となった。

日本郵政株式については、郵政民営化法上、政府に3分の1超の保有義務が課せられており、日本郵政設立時に保有した株式及び平成19年10月に譲渡された株式の3分の1を合わせた全体の36%に当たる株式（5,400万株）については一般会計に帰属させることとした。また、残りの64%に当たる株式（9,600万株）については国債整理基金特別会計に帰属させることとし、売却収入を国債償還財源に充てることとした。

平成23年12月に施行された東日本大震災からの復興のた

めの施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法において、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式については、できる限り早期に処分するものとされ、平成25年1月、復興推進会議において、日本郵政株式の売却収入4兆円程度を復興財源フレームに盛り込むことが決定されたことから、売却収入は復興債償還財源に充当されることとされた。

平成27年8月に株式分割（1株を30株）が実施され、一般会計所属の株式は16億2,000万株、国債整理基金特別会計に所属する株式は28億8,000万株となった。

同年11月、国債整理基金特別会計所属の株式について、4億9,500万株を売却、同年12月には日本郵政による自己株式取得に応じて3億8,290万1,700株を売却した。

平成28年4月、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により、一般会計所属の株式について、日本郵政の株式の総数の3分の1を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する1億1,999万9,900株を、同会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替を行った。

平成29年9月13日、国債整理基金特別会計所属の株式について、日本郵政による自己株式取得に応じて7,247万4,500株を売却し、同月29日、9億9,009万9,100株を売却した。

令和3年6月11日、国債整理基金特別会計所属の株式について、日本郵政による自己株式取得に応じて2億7,609万500株を売却し、同月30日、日本郵政が7億3,212万9,771株の自己株式消却を行い、一般会計所属の政府保有義務分に2億4,404万3,300株の超過が生じたことから、無償で国債整理基金特別会計に所属替を行った。

令和3年10月、国債整理基金特別会計所属の株式について、10億2,747万7,400株を売却した。

これにより、現在の株式数は一般会計所属の株式が12億5,595万6,800株となっている（第45表参照）。

4. 日本アルコール産業株式

平成18年4月、日本アルコール産業株式会社法（平成17年法律第32号）（以下「J.alco法」という。）により、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構アルコール製造部門が民営化され日本アルコール産業株式会社（以下「J.alco」という。）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数6万株（資本金30億円）のすべてが政府の保有となった。

J.alco株式については、J.alco法上、政府保有義務は課されていない。一方、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成11年4月閣議決定）において、政府は設立後2年以内に株式の売却を開始し、できる限り早期に完全売却を図ることとされている。これを踏まえ、財政制度等審議会国有財産分科会株式部会（平成18年11月）での審議・答申を受けて、平成20年3月、発行済株式総数の約3分の2に当たる株式（3万9,999株）を一般競争入札により売却した（第46表参照）。

5. NACCSセンター株式

平成20年10月、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）（以下「NACCS法」という。）により、独立行政法人通関情報処理センターが特殊会社化され輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「NACCSセンター」という。）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数1万株（資本金10億円）のすべてが政府の保有となった。

NACCSセンター株式については、NACCS法上、政府に総株主の議決権の過半数の保有義務が課せられている。政府保有義務分を除く株式については、NACCS法において、同法の施行後できる限り速やかに売却することとされている。これを踏まえ、財政制度等審議会国有財産分科会（平成27年2月）での審議・答申を受けて、平成28年3月、発行済株式総数のうち政府保有義務分を除く分に相当する株式（4,999株）を一般競争入札により売却した（第47表参照）。